

摂津市議会

# 文教上下水道常任委員会記録

令和元年10月16日

摂津市議会

# 目 次

文教上下水道常任委員会

10月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 -----	1
開会の宣告 -----	2
委員会記録署名委員の指名 -----	2
認定第1号所管分の審査 -----	2
質疑（渡辺慎吾委員、檜村一臣委員）	
認定第2号の審査 -----	29
補足説明（上下水道部長）	
質疑（三好俊範委員、安藤薫委員、渡辺慎吾委員）	
認定第3号の審査 -----	55
補足説明（上下水道部長）	
質疑（三好俊範委員、安藤薫委員、渡辺慎吾委員）	
採決 -----	68
閉会の宣告 -----	68

## 文教上下水道常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和元年10月16日(水) 午前9時59分 開会  
午後4時57分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 嶋野浩一郎 副委員長 檜村 一臣 委員 安藤 薫  
委員 村上 英明 委員 渡辺 慎吾 委員 三好 俊範

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也  
教育次長兼教育総務部長 北野人士 同部参事 野本憲宏  
同部参事兼生涯学習課長 早川 茂 教育政策課長 松田紀子  
学校教育課長 河平浩一 教育支援課長兼教育センター所長 大崎貴子  
次世代育成部長 小林寿弘 同部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎  
同課長代理 湯原正治 家庭児童相談課長 木下伸記  
こども教育課長 浅田明典  
上下水道部長 山口 猛 同部参事兼経営企画課長 末永利彦  
料金課長 柳瀬哲宏 水道施設課長 檜本宏充  
下水道事業課長 竹下博和

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 溝口哲也 同局書記 速水知沙

### 1. 審査案件

認定第1号 平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第2号 平成30年度摂津市水道事業会計決算認定の件  
認定第3号 平成30年度摂津市下水道事業会計決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○嶋野浩一郎委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名いたします。

昨日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。それでは、質疑に入ります。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 おはようございます。久しぶりの文教上下水道常任委員会で、昔の記憶をひも解きながら、二、三、質問をさせていただきますと思います。

各課によって質問しますので、ページ数は省かせていただきたいと思います。

昨日の質問でも、安藤委員からの質問がありました、働き方改革なんですけど、そういう改革の法律、決め事ができて、それを押しつけられるというのは何ですけど、教育現場というのは非常に特殊な場所だと思います。

そういう形で、働き方改革をやって、聞くところによりますと、水曜日は一斉に退校するという状況らしいんですけど、どこかでやっぱりしわ寄せが来る、特に管理職の方々に関しては、そういう点では非常に勤務時間がふえるんじゃないか、大変な状況になるんじゃないかと非常に危惧するわけでございます。

昨日の質問でも、何とか講師をふやして、それを補うことを言われてましたが、もっとそういう点で現実ということを考えまして、タイムカードを押した後に残ったり、家に持ち帰って仕事をするということもあると思いますので、もう一度その辺のことを答弁をお願いしたいと思います。

次に、修学旅行の件なんですけど、私、過去に修学旅行で深く質問させていただきました。

その中に、同じ業者が永年にわたって修学旅行を独占する状況があった。それで、その修学旅行だけではなくて、PTAの社会見学、それからさまざまな学校行事に関しての、全ての遠征のことを特定の一部の業者がやっていたということがありまして、その点がちょっと公の組織としては考えられない状況があったわけです。

それを何とか改善してほしいということで、私は、委員会等でいろいろ質問させていただいて、ある一定の改善を図られたと聞いておりますが、その辺のことをちょっとご答弁いただきたいと思います。

次に、学力向上に関してですけど、各校で取り組みをされて、ちょっと先日いろいろな資料をいただいたんですけど、その中には、全国平均をちょっと上回った学校もあるという。ただ、全体的に摂津市が安定的にレベルが上がるということが一番の目標だと思いますので、その辺に関して、どのような取り組みをなされたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、いじめ防止の件ですけど、これは三好委員も質問されたと思います。昨日も委員会が終わってからちょっと話になりました、神戸で教師同士のいじめがあったと。これはもう耳を疑うような、目を疑うような状況が発生したわけです。教師同士がこんなことをやっていて、何が子どもに対していじめ防止やと。

子どもは、やっぱり大人の後姿を見て育つわけです。我々が小さいときには、全然知らない他人の大人でも、子どもの前でこんなことをしたらあかんやないかと言うて、お互いにお互いをたしなめるようなシーンがよくあったんですけど、本当に社会の一つの大きな状況の変化というか、これが悪いほうの変化なんですけど、教師がこ

ういう事態を発生させているわけです。

そのような社会の状況、これは特殊な例だとは考えておるんですけど、しかし、いじめに対して、昨日も質問があったんですけど、より具体的に、積極的に防止するという状況が必要だったと思いますので、その点、もうちょっと掘り下げてご答弁いただきたいと思います。

それから、中学校の武道に関してなんですけれども、自分の剣道の生徒たちに、今どのような状況だと聞いてみますと、非常に危険な状況やと言っております。保護者もそう言っておりますけど、とりあえず、武道の中で一番けがの少ないのが剣道なんです。一番少ないんやけど、その中で事故が発生するというのは、子どもにはないんですけど、まずアキレス腱を切ることがよく大人にある。

次に、事故発生の原因は、竹刀の管理なんです。防具の管理、それがおろそかになっている。あれは、やっぱり専門家じゃないとわからんこともたくさんあって、一番問題なのが、あれは竹だから、それがささくれ立って、そのかけらが飛散するんです。それが目に刺さったり、いろんな弊害が起きるわけです。

これはドイツであった話ですけど、「先皮」というのが竹刀にはあるんですけど、それが突き抜けて目に刺さって即死されたという例がドイツでありました。そういう点で、防具・竹刀の管理は、きちっと徹底に行われているのか。

それともう一つ、教え方が非常にまずい。靴を履いて剣道の授業をさせているらしいです。

剣道の授業というのは、当然室内でやるのが主なんですけど、はだしでやるというのが原則で、はだしでやることによって

土踏まずが発達し、身体のさまざまな発達が促されるわけであって、それは基本中の基本なんですけど、そういうことがないがしろにされているというようなことを、それから教え方に関しても、我々専門家が教えるような教え方とはかけ離れた教え方をされていると聞いております。

この平成30年度、どういう指導をされたのか、その辺をちょっと聞きたいと思えます。

次に、教員の指導力の向上について質問したいと思います。

非常に若い先生方が入られて、若い先生方が入られることは非常にいいことなんですけど、その先生方をしっかりと指導するベテランの教員が、しっかりと若い先生方を導いていない、指導していないと聞きまして、非常に暗中模索をしている若い先生方がたくさんおられると。

指導主事が学校をいろいろ回って、その辺のことはカバーされているとは思いますが、そういう状況、具体的に、例えば月に何回指導主事が行って、そういう指導力に問題がある若い教師、ベテラン教師も含めてですけど、どのような状況にあったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、いつも僕は一つの課題として質問させていただくんですけど、教育委員会と学校の現場がちょっといろんな面で乖離されているんじゃないかということです。

教育長にお聞きしたいんですけど、教育現場に、例えば月なり、週なり、年なり、何回ぐらい学校回りをされて、教育現場をしっかりと見てチェックしておられるのか、現場の教員と会話をしたり、問題点を吸収するような作業をされたのか、ちょっ

とお聞きしたいと思います。

一応、学校教育課はそういう感じでしょうか、お願いします。

それから次に、教育政策課、これについては学校教育課もかかわってくると思うんですけど、これも三好委員が質問されました、熱中症対策なんですけど、体育館とか教室に対しての対策はするんですけど、プールで水泳の授業のときに、水の中に入っているときはいいんですけど、授業中に熱中症対策がおそろかになっていないか、それから、プールにシェードというか、カバーをして水温が上昇しないように配慮されているのかどうか、そのことを聞きたいと思います。

それから、安全対策について。

防災教育です。先日、台風19号が来て、全国的に河川の氾濫等で非常に災害が起きたんですけど、当然地震ということ想定しながらいろんな防災対策をしていますが、河川の氾濫はというと、淀川はそういう点で、しっかりしたスーパー堤防を築かれていますけど、安威川なんかは、非常に危うい点が多々あるわけです。安威川ダムがまだ完成していない状況なので、いつ氾濫するかということもあると思います。

そういう点で、台風なんかがあったときに、防災対策とか防災教室とかを盛んにやるんですけど、熱が冷めるというか、月日がたったときにも、防災教育がしっかりされているのかどうか、その点を聞きたいと思います。

それから、生涯学習課です。

こども会の話なんですけど、もう本当に残念なことに、うちの鳥飼西小学校校区は、地区体育祭が今年度で終わるとのことなんです。

それは、当然自治会等の加入率とか、自治会自体の力も弱まっていますけど、一番問題なのが、こども会、育成会、そういう組織が崩壊しつつあるということが非常に大きな要因になっていることです。

これ、過去にも何回も質問させていただいて、ご答弁も必ず判で押したような感じで、その強化に向けて精いっぱい頑張りますという形をとりながら、同じような答弁をいただいていますけど、しかし、現実はどういうことになっているわけであって、そのことに関して、抜本的な改革ができるかというのは、それは難しいことはよくわかっています。

しかし、やっぱり費用的な面においても、それからさまざまなこども会の行事に対して支援する姿勢がやっぱり足りないということも多々あったんじゃないかと話しているわけですけど、平成30年度はどういう対応をされたのか、お聞きしたいと思います。

以上、ちょっとお聞きしたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 それでは、答弁を求めます。

まず、学校教育課に係るところからお願いしたいと思います。

山根学校教育課参事。

○山根学校教育課参事 働き方改革に関することにご答弁申し上げます。

水曜日の一斉退校日の取り組みによって、次の日に、例えばいつもより少し早く来たりであるといった状況はお聞きしております。

この一斉退校日の趣旨としましては、週に一度でも早く退校していただいて、心身ともにリフレッシュをして、また次の日から子どもに向き合っていたいただきたいということで取り組みをさせていただいてい

るものでございます。

引き続き趣旨を理解していただき、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

また、管理職の勤務時間についてのお問いでございます。

おっしゃっていただいたとおり、管理職の働き方改革というところも大きな課題だと捉えております。少しでも業務改善できるようにということで、スクールサポーター等、校長であったり、教頭の事務的な作業については、スクールサポーターが担当して時間軽減ができていているということも聞いております。こちらも引き続き取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 河平学校教育課長。

○河平学校教育課長 それでは、学校教育課に係る内容についてご答弁申し上げます。

まず、修学旅行についてです。

これまで、渡辺委員からご指摘いただきまして、修学旅行に係る適切な業者選定に向けて、我々、学校を指導してまいりました。

近年の修学旅行の業者についてですが、平成30年度実施分では、8者が選定されております。一番多く選定された業者は3校あります。令和元年度については6者が選定され、一番多くされた業者が5者となっております。各学校は、マニュアル等を遵守し、3者以上の業者に仕様書を送付するなどして、適切に業者選定が行われてきているものだと考えております。

続いて、学力向上に係る内容です。

各学校は、摂津市の学校教育スタンダードに則り、学力向上プランを各学校で作成

しております。そのプランをもとに、担当者を中心に、組織的に学力向上の取り組みを行っております。

例えば、家庭学習に係る内容や、反復学習などの学力定着に係る内容を含め、授業改善を中心とした学力向上の取り組みが行われています。

また、そういった学力向上の取り組みの好事例を担当者会、研修等を通じて市内に広げておまして、それが一定近年学校に広がってきていると捉えております。

続いて、いじめ防止に係る内容についてです。

いじめの防止にかかわってですが、各学校から、いじめについて月1回報告をいただいております。また、特に気になる事案等については随時報告をいただき、その都度、指導主事が管理職等に指導・助言を行っているところです。

また、先日、ご答弁申し上げたように、いじめの具体的事案については、教育委員会定例会でも事案について報告を行っておりまして、その中で教育委員の方々からご意見、ご指導いただきまして、その内容も含め学校に返しており、いじめを未然に防ぐことも含めて対策に努めているところです。

続きまして、部活動に係る剣道の内容です。

剣道の授業については全中学校で実施しております。各学校に竹刀・防具、45組程度を配付しまして、安全管理を含めて指導が行われているところです。

先ほど、体育館シューズを履いて授業を受けていたとのご質問がございました。学校に対し聞き取り調査をいたしました。そういう指導状況については、1件、報告されています。詳細を聞きとると、その時に

生徒がけがをしており、医者に聞いたところ、靴を履くようにと指示があったことから、合理的配慮として体育館シューズを履かせてしまっていたと報告を聞いております。

次に、防災教育に係る内容です。

各学校の防災教育の状況ですけれども、各学校では、防災教育は避難訓練を中心に各学校で行われております。また、防災教育にかかわる研究授業、公開授業などを実施し、その授業のあり方を研究しているところでもございます。

学校区によっては、中学校区で合同で公開授業をするということで研修を行っている学校もあるという状況です。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 大崎教育支援課長。  
○大崎教育支援課長 教員の資質向上、指導力向上のご質問にお答えいたします。

現在、摂津市の小・中学校では、ご指摘いただきましたとおり、経験年数の浅い、また年齢構成の若い30代までの教員が約7割を占めている現状は、依然変わってございません。それを受けまして、教育支援課では、初任者をはじめとする経験年数の浅い教職員の資質向上を図り、授業力や、学級経営力、生徒指導力の向上を目指し、昨年度で申しますと、4名の学校教育相談員が学校訪問を通じて、直接指導にあたっております。また、昨年度の実績では、1か月平均にして約80回の訪問回数でございました。

その中で、それぞれの状況に応じて定期的な訪問に加えまして、例えば今、教員が学級経営上悩んでいる状況がございましたら、管理職と丁寧に情報を共有しながら、学校教育相談員や指導主事等、各担当が連携して学校に出向き、相談や支援にあたっ

ています。

加えて、各学校では学校全体でチームとして、初任者をはじめとする教員の育成方針を整え、日常的なOJTの推進にも努めておりますので、その点につきましても管理職を通じて、情報を共有しながら、学校教育相談員や教育主事等が相談や支援に応じています。

また、初任者にかかわらず、さまざまな課題に即した指導主事等の学校訪問の支援でございますが、一昨年度、平成29年度の2月までの数字で申しますと、小学校では224回、中学校では132回、各担当がそれぞれの分野でのかかわりを持って学校の支援に当たっているところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 では、熱中症のことにつきまして、松田教育政策課長。

○松田教育政策課長 平成30年度につきましては、経口補水液(OS-1)を例年よりも早く、配布量も多くして配布させていただきました。

また、プールにつきましては、昨年度、例年のない猛暑でございまして、昨年度中には対応ができなかったんですが、それを受けまして本年度に、昨日お話のありましたWBGT測定器を購入させていただいております。

また、簡易テントを、比較的立てやすい、先生方の負担にならないテントを各校2張ずつ購入させていただいております。

プールの通路に関してですが、シェードを張るといいとは思いますが、ちょっと工事の関係上、建築法等も係りまして、かなり大型な改修工事が必要ということが分かりました。熱中症対策の国の委託事業で作成された冊子などに、

水に直接シートのようなものをかける例がございましたので、業者等に問い合わせをさせていただきました。

しかしながら、現在、低温を保つためのものが商品としてないという回答をいただきました。現在出ていますのは、逆に高温でございまして、温水プール等にかけるものというのは商品で出ているんですけれども、今、水温を低く保つためのものはないという回答でございました。

こちらにつきましては、プール問題は、かなり大変な状況であると思っております。次年度につきましても検討してまいりたいと存じております。

○嶋野浩一郎委員長 では、こども会のことにつきまして、早川部参事。

○早川教育総務部参事 それでは、こども会についてご答弁させていただきます。

こども会の加入促進については、平成30年度広報でのPR、市のホームページに摂津市内こども会一覧というページを作成して、了承を得たこども会の活動範囲や連絡先等を掲載することで、加入促進を図っております。

また、育成者が減少していることから、育成者の研修会ということで、平成30年度は3回研修を行っております。

取り組みとしては、以上でございます。○嶋野浩一郎委員長 教育長の答弁に行く前に、河平学校教育課長、剣道の竹刀と防具の管理が適切に行われているのかという質問がありましたので、その点だけお願いできますか。

河平学校教育課長。

○河平学校教育課長 防具の管理についてですが、こちらは、各学校、体育館の倉庫に別途スペースを設け、置いて管理しています。

剣道は、各校大体2学期の中ごろから行われますが、その実施前に教科担当教員による確認と授業の前と終わった後の、生徒も含めた目視による確認で点検・管理をしているところです。

○嶋野浩一郎委員長 箸尾谷教育長。

○箸尾谷教育長 教育委員会と学校との情報交換ということで、私がどれだけ学校のことを知っているかというご質問かなと思うんですけれども、私が学校のほうに行かせていただいているのは、まず学校訪問ということで、教育委員とともに毎年、全保育所、幼稚園、小学校、中学校、21になるかと思うんですけれど、それを回っております。

学校園所の授業見学とか、子どもたちの様子などを見せていただいた後に、昔は管理職だけだったらしいんですけど、今は管理職以外に学力向上の担当の教員であるとか、首席であるとか、あるいは学校によっては養護教員、あるいは校務員なんかにも参加していただいて、意見交換を全ての学校でさせていただいております。

それから、それ以外にも、今、小学校、中学校ですけれども、全校で毎年研究発表大会を実施するようになりました。

それ全てに行けてるわけではないんですけれども、4校から5校になるかなと思いますけれども、実際授業を見せていただいた後に、研究協議とあって、授業後に参観に来られたほかの学校の先生方と授業者がその授業の内容について話し合う機会があるんですけど、そこにも参加させていただいて、時には、私も発言もさせていただいております。

またそれ以外に、学校へ行くわけではないんですけど、学校の情報ということで言うならば、学力向上ヒアリングというのを、

実は今も期間なんですけれども、これは小学校、中学校だけですけれども、1校当たり1時間取りまして、管理職、それから学力向上担当者の教員に来ていただいて、それぞれの学校の全国学力学習状況調査や、あるいは市の学力定着度調査の結果なんかを示していただきながら、課題でありますとか、それに対する対策、そして結果どうだったのかといったことを報告していただいた後に、こちらからいろいろ質問させていただいて、それぞれの学校の取り組みにアドバイスをさせていただいております。

その中で、先ほどちょっと委員からもありましたけど、教員のいじめの問題というものもありますので、学力向上とは関係ないんですけれども、それぞれの学校でどういう状況なんかも追加で聞かせていただいたりもしております。

それと、あと、2月、3月に、今学校長には、学校経営計画というのをつくっていただいております、各学校で1年間取り組んできた結果を参考に、次年度どうするのかということを考えていただいて、各校長が次年度の学校経営計画をつくる、そして、それを学校協議会にお示しして、ご意見をいただいて、そして手直ししたものを成案として、でき上がった学校経営計画を教育委員の前で、私プラス4名の教育委員がおりますけれども、5名の前でプレゼンをしていただいております。校長みずから次年度の学校経営計画についてプレゼンをしていただいて、その後、教育委員からの質疑に答えていただく、そういった形で、私としては、それぞれの学校の取り組み、あるいは状況について把握をしておるところでございます。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 まず、働き方改革なんですけど、いろいろスクールサポーターを配置したということをおられたんですけど、現実問題として、このスクールサポーターを配置されても全く状況が変わらないという結果を、私の調査の中で得られたわけです。

実際、決まり事があるから何とかこれをクリアせなあかんという形は、当然皆さん苦慮されておると思うんですけれども、ずっとこれから質問の中に織り込んでいくつもりでおるんですけれども、現場のさまざまな声を本当に聞いているのかということ、私は非常に危惧するわけです。

そのことをしっかりと認識して、どういう問題が起きて、具体的にどういう対処をするかということ、もっと真摯に教育委員会自体が学校現場から意見を吸い取ることが必要じゃないかと、そのように思うわけです。

当然働き方改革でそれぞれの働いている教員の負担を軽減しようという大きな目標のもとに改革がなされていると思うんですけれども、現実、今言ったように、学校で残した仕事を家に持って帰ってせないかん、それから、管理職はやっぱりその辺のできない仕事を全て引き受けてやらなあかんということが現実にあったわけですから、そういうことに関して、より具体的にどこまで知っているのか、ちょっとその辺も担当からお聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、修学旅行の件ですけど、一応今ご答弁された中には、適正にやっていると聞いてるんですけど、僕が当時の文教常任委員会におるときに、学校ごとでどうい

う対処の仕方をしているのかということ、書類にして出してほしいということと言うたんです。

そのときに大きな事件が起きたんですよ。捏造されておったんです、その文書が。PTAとか、その辺の意見をしっかりと聞いてやっていくということがその書類の中にあっただけなんですけど、全くPTAとコミュニケーションをやっていない状況で、そのような報告を受けて、そのとき、私非常に激怒して委員会をとめた覚えがあるんです。現在は、そういう形で書類等で業者のあり方、選定の仕方、また、修学旅行の目的地の選定、そういうことをしっかりとやっているのか、そのことを再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから次に、学力向上なんですけど、なかなかこれは一概にすぐに効力があらわれるとはならないと思います。どこかの学校がすごく優秀という言い方はよくないんですけど、平均値以上の状況を得て、それを目標に各学校がそこで力を合わせてやっていくという姿が全体的な平均を上げるということになると思うんですけど、ただ、言うたように、全体的な平均を上げるには相当時間がかかる、しかし、それをやっていかんことには、全ての成績において、せめても大阪府の平均ぐらいまで上げてもらわんことには、これは文教上下水道常任委員会とはちょっとかけ離れますけど、さまざまな町の若い世代を呼び込むということは、なかなかできなくなる。

そういう面で、学校の位置づけというのは、学校の成績とか、レベルというのは、やっぱり物すごく、ある意味まちづくりには大切な位置づけなんです。

そういう面からしましても、非常に保護者の協力も必要。いつも言うんですけど、

やっぱり三位一体ということ、教師と生徒と、それから保護者が一つになって、目的に向かっていくという姿勢が非常に必要ではないかと思います。

そういう点で、保護者に対して、成績向上に関しての働きかけやら協力を得ることが必要ですが、そのことに関してどうふうに努力されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、いじめ対策ですけど、吹田市でちょっとそういういじめ事件が発生しましたよね。摂津市でも、職員がしっかりアンテナを張って各学校と連携してやっておられるとは思いますが。今いじめの問題は非常にデリケートな問題です。

ただ、ちょっと危惧されるのは、障害者の方々がおられますよね。その障害者に対してのいじめが発生しているんじゃないかと、ちょっと情報を受けたんです。

そのことに関して、健常者と障害者の子どもたちの間において、どういう指導の仕方をしているのか、ちょっとその辺もお聞きしたいと思います。

それから、中学校の武道ですけど、今言うたように、竹刀とか防具の点検というのは、本当に、ある意味専門家が見ないとなかなかわからんということがたくさんある。我々も、けいこの合間には竹刀の点検ということを絶えずしながら、慎重にやっていっても、やっぱりそこで何らかの事故が生じたりするわけです。

これ、専門的なことになるから余り言いませんけど、今の保管の仕方では、すごく劣化が進む状況です。竹刀や防具の劣化が進みます。そういう点もしっかりとアドバイスを聞いてやらなあかんのやけど、専門的な講師として、大阪教育大学の太田教授が、毎年そういう形で先生方の指導をされ

ておられましたよね。昨年度は、来られなかったとお聞きしました。

絶えずコンスタントにそういう指導をすることがやっぱり必要であって、これ武道ですから、間違っただけを教えられたら、とんでもない結果につながっていく危惧があるんです。

そういう点で、物すごく安易に物事を考えてはるんじゃないかと思えますし、また、靴を履かすというのは、これ何かみんなに靴を履かしたと私は聞いております、けがした子どもだけじゃなくて。間違っただけで成績をつけられて、採点されるということは、剣道やっという子どもたちにとっては、我慢できない状況です。

そういう点で、もう一度きちっと武道の授業の見直しを点検する必要があると思うんですけど、その点のご答弁をしっかりともしっかりと具体的に、どういうチェックの仕方をされたのか、ご答弁いただきたいと思えます。

それから、先ほど教育長からご答弁いただいたんですけど、いろいろ仰々しく物事が展開されているということがよくわかりました、教育長。

しかし、前任者の話をするのは何ですけど、前任者は教員じゃなかったから、学校現場を知ろうとして頻りに学校へ行っておられたと思えます。

教育長は教育者であるから、その辺のことは、余り学校現場に行ったら、先生方が嫌がるという懸念もあってちょっと控えてはると思うんですけど、ただ、仰々しく行くんじゃないで、若い先生方は暗中模索しながら授業をやって、先輩が後輩の面倒をしっかりと見るような体制がとられていない状況とお聞きしましたので、そういう点で、教育長自身が教育現場に行って、

その現状を知ったり、それから若い先生方の意見を、胸襟を開いて聞くような場を設けて、それを受けとめるという姿勢が必要じゃないかと。

ただ、ピラミッドの頂点に立つのが教育長じゃない、そのことは教育長もよく認識されていると思う。

その点が全てにつながっていくと思うんですよ。成績向上もそうですし、学校が積極的に子どもたちに対してさまざまなことを望む、また、さまざまな目的意識を持たすということは、やっぱり先生が発奮してやっていかなあかん、そういう教育長としての起爆剤が必要じゃないかと思うんですよ。教育長が働きかけることによって若い先生方を指導する立場のベテランには喝を入れなあかん。何で後輩の面倒を見ないのか、自分らもそういうふうにしてもらったじゃないか、先輩にきちっといろんな面でアドバイスを受けながらやったやないか。だから、君たちは、後は後輩をしっかりと見なあかんのやという雰囲気、あなた自身がしっかりと先頭に立って指導することが必要じゃないかと、私は思うんですよ。

その点から、仰々しいことは別にして教育長がやっておられるのかどうか。その辺のことを、しっかりもう一遍ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、熱中症対策ですけど、本当に体育館の件は、安藤委員がおっしゃってましたよね、あそこが一つの教室としたら、教室にクーラーをとということで今いろいろやってますけど、当然空調設備は体育館にも必要じゃないかと思えますし、昨日もちらつと言うとったように、あそこは蚊とか、そういう病虫害があるんです。

そういう面で、今後空調ということも踏

まえて、体育館の対応もしっかりやっていただきたい。

それと、プールなんですけど、テント2張じゃあ、応急処置でちょっと気分が悪くなった人をそこにということになるか知らんけど、本当に子どもたちが直接日光を浴びるところですから、やっぱりそういう点のテントももっともっとふやして、それから、びっくりしましたけどプールの水を一遍入れかえたら40万円ぐらい要るんですよ。それで、ミスして栓を抜いて水がなくなったりしたら、学校が負担せなあかんのですよね、学校が負担というより、守口市で私の後輩が校長先生をやったときに、校長先生と教頭先生で水が抜けた支払いをさせられたということをえらい言われてましたけど、相当お金が要ることは事実なんです。

しかし、やっぱりプールやから大丈夫やという考え方じゃなくて、プールが直接肌に感じるわけですから、その辺のことをしっかり対応していただいて、お金の問題もあるかもしれませんが、子どもたちの健康とか、そういうことを考えましたら、その辺はしっかりとやっていく必要があるんじゃないかと。これは要望にしておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

クーラーの件も、要望にしておきます。

それから、安全対策なんですけど、全校挙げてやっているとなってるんですけど、例えば地震対策でヘルメットをかぶって校庭に行くという訓練は、私は見たことあるんですけど、水害に関しては、川が決壊したときの訓練は果たしてやっているのかどうか、その辺をもう一度ご答弁いただきたいと思ひます。

それから、安全対策でもう一つ言い忘れ

たんですけど、吹田市で交番が襲われて警察官が刺されたという事件がありましたよね。今、ちょっと予想だにできない危険なこともあるわけです。ちょっと錯乱した方による事件というのは多々起きてるわけであって、そういう形で、各学校でそれなりに安全対策はされていると思うんです。済みません、委員長、これまだ質問してなかったんで、追加で。安全対策をなされていると思うんですけど、その点も、ちょっと一遍どういう対策をされているのか。

それと、こども会に関して、そういうことは従前からやっていたんです。やっていたけど、どんどんどんどん衰退していく。何かそこで、例えばこども会の方々を集めて、あなた方が行政として入って、そこでどういう支援をすればいいのかというご意見は聞いてはりますか。

だから、今答弁されたようなことだけやったら、衰退してきているわけじゃないですか。その点、生の声をしっかりと行政が聞いて、それに対して行政がどういうことをできるか考える必要があるんじゃないか。

これは、永年にわたって私はいろいろ危惧して、私も育成会に入って、鳥飼西小学校区の会長もやりました。そういう危険やということは、ずっと当時の文教常任委員会におるときから警鐘を鳴らし続けてきとるのに、現状こういうことやから、非常に私は残念やと思ひますわ。ご答弁をもう一遍お願ひしたい。

それから、成人祭なんですけど、これも文教上下水道常任委員会と直接関係ないんですけど、シティーPRに物すごくつながることやと、私は思ひます。成人祭をいろいろ工夫してやるということは、これ

は非常に価値のある話なんです。

例えば、私の大学の後輩の、枚方市ではひらかたパークのほうで成人祭をやったり、いろいろやっていますよね。

そういう形で、さまざまな若者に対して、喜ばせるという意味もあるんやけど、しかし、成人祭に来てよかったなという思いを、単に同窓会だけじゃなくて、そういう式典だけじゃなくて、何かそういうインパクトを与えることが必要ではないかと思えます。

今、博報堂の方が摂津市に嘱託みたいな形で来られているんですね。ああいう方ってというのはPRの専門家で、シティーPRもそれをいろいろ参考にしながらやるという形を言うておられましたけど、ああいう方々の意見を聞きながら、何か今後につながる成人祭がないのか。当然同窓会とか、そういう形で昔の懐かしい友達に会えるのはそうなんですけど、そこで非常にインパクトを与えて、このまちを愛する、そういう気持ちを起こさせるような成人祭にすべきじゃないかと思えます。

その点、ちょっとだけお考えを。要望がほとんどなんですけど、お考えがあったら、お聞かせ願いたいと思えます。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員、1回目で、指導力の方法で、経験の浅い教師への指導のことについて質問されておられましたけど、これ2回目、教育長の答弁を包括的にと考えるとよろしいですか。

○渡辺慎吾委員 はい、それでお願いします。それも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 わかりました。

それでは、2問目答弁をお願いします。  
山根学校教育課参事。

○山根学校教育課参事 働き方改革に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

学校の状況の把握でございますが、定期的に学校を訪問してのヒアリングであったり、校長、教頭と話をする機会にお話をお聞きするという形で把握しておるつもりでございます。

しかし、ご指摘いただきましたとおり、今後につきましては一層管理職と学校の状況など、特に課題の点を中心に共有を進めていくようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 河平学校教育課長。

○河平学校教育課長 それでは、学校教育課よりご答弁申し上げます。

まず、修学旅行についてです。

修学旅行のPTAの方の意見等を踏まえた修学旅行の行き先や業者選定については、PTA代表の方に参加をいただき実施している学校がございます。

ただ、先ほどご指摘いただいたように、全校ではPTAの方が参加されている状況にはございませんので、学校に保護者の声をしっかり聞くようにと指導してまいりたいと考えております。

続いて、学力向上にかかわってですが、委員がご指摘のように、地域の連携、保護者との連携・協力というのは、本当に必要であるなど我々も考えております。

保護者への協力への促しにつきましては、例えば、多くの学校で進んできています家庭学習習慣をつける取り組みで、「家庭学習ウイーク」というものがありますが、その実施の際に保護者に趣旨、内容とかを伝え、保護者の理解を求め、協力してやっていただいているところでございます。

また、学力調査等の分析結果などを、例

例えば学校だよりなどにつけてお伝えしたり、別途文書をつくり学校の学力状況取り組みをお伝えする中で、保護者との連携をお願いしているところでございます。

続いて、いじめ事案にかかわる内容です。

いじめ事案については、残念ながら確かにございます。例えば発達に課題があり、配慮を要する子どもに対するいじめの事案も発生しております。

経験年数が少ない教職員については、支援や配慮のあり方、指導方法などの理解について、まだまだ弱いと捉えておりますので、発達の課題の理解や支援のあり方についての研修などを実施し、教職員の力量を高め、子どもたちに対しても日々の障害者理解教育や、集団づくりを進めるなどして、そういった配慮を要する子どもたちに対するいじめ事案を未然に防止していきたいと考えております。

続いて、剣道に係る内容です。

専門家の方に来ていただいて行う剣道の研修ですが、平成30年度も継続して実施しております。

ただ、管理については、専門的な管理の仕方は、確かに十分にできていなかったらと捉えております。気になる部分や、故障があるところの修繕や買いかえについては、各学校には努めるようにと伝えてはいるのですが、管理方法については、より丁寧にできるように指導していきたいと思っております。また、専門家の方の意見とかも聞けるように、何らか考えていきたいと思っております。

続いて、防災についてです。

水害にかかわることで、どのようなことをしているのかということですが、まず、例えば鳥飼地区のある学校では、水害に係る避難訓練ということで、屋上に避難をし

ております。例えば、淀川が決壊すると、2階までは浸水してしまって、3階までかかるかもしれないという状況が考えられますので、屋上にとか、4階の教室にという避難訓練をしているとのこと。

また、吹田市の事案等を受けて、安全対策についてですけれども、各校、不審者の侵入にかかわる避難訓練なども行っております。また、教職員の研修も警察と連携して行っております。

また、これまで避難訓練というと、時間があらかじめ設定されており、子どもも、教員もわかっている状況で実施されてきました。あえて開始時刻を知らせずに行ったり、休み時間、昼休みも想定して実施するなどして、臨機応変に、対応できるように企画をいろいろ考えて、各学校では避難訓練等を行っているところです。

○嶋野浩一朗委員長 早川部参事。

○早川教育総務部参事 それでは、こども会の加入についてご答弁させていただきます。

こども会の事業等には参加させていただいておりましたが、ご意見等はやはり聞いていないところでございます。

今後については、ご意見を聞いて、今後の加入について努力してまいりたいと考えております。

成人祭についてでございますが、委員からご指摘がありましたように、派手ではないということで、今年度、芸能人及びご紹介いただいた方が、成人祭に参加できるかどうかという調査させていただいたんですが、なかなかいい状況ではございません。来年度に向けて成人祭がいいようになるように、ご指摘の博報堂等のご意見を参考に組み込んでまいります。

○嶋野浩一朗委員長 箸尾谷教育長。

○箸尾谷教育長 ご質問にお答えします。

ご指摘のように、今、学校の教諭は非常に若くなりました。平均年齢35歳ぐらいだったかなと思います。ある中学校では、学年3クラス3学年ですから全部で9クラス、この9クラスの担任が全員28歳以下だという年もございました。それほど若手の先生がふえている。そんな中で、ご指摘のように、若手の先生が大変悩まれている現状はあるのかなと感じています。

私どもも、先ほど報告がありましたけれども、いじめ等の問題行動について教育委員会でも報告を受けておりますけれども、それなんかを見てましても、若い担任の先生が最初の対応をうまくやらなくて問題が大きくなったという例も聞いております。

それから、また、先ほどありました働き方改革で超過勤務がふえているという問題があるんですけれども、若手の先生がやっぱり自分の事務仕事が済んだ後で、集まって情報交換というか、それぞれが悩み事を出して相談するみたいなことで、帰宅が遅くなっていることもあるのかなとも思っています。

そういうことで、若い先生が悩んでおられるという現状は、私どもも把握しておりますし、また、ご指摘のベテランの先生方も、以前は一定きちんと指導されていたんだけど、やはりいろいろな変化があって、家庭の変化、あるいは保護者の価値観の多様化等があって、やっぱりベテランの先生が以前していた指導では通用しなくなっているというような中で、ベテランの先生としても悩んでおられるような事例も多いかなと思っております。

そんな中で、教育委員会としては、以前からメンター、メンティということで、一

定経験のある先生が若い先生と一緒にあって取り組んでいくという、指導をしておりますけれども、委員は、もっと教育長が行って、言葉をかりれば、教育長の背中で物語ってこいよというご指摘やと思うんです。

これも委員がおっしゃっていただきましたように、私は以前教員をしていた関係で、余り教育長が行くと委縮してしまうというのが現場にあるのは事実ですので、その辺は配慮してますけれども、やっぱり今おっしゃっていただいたように、今後はもう少し決まったときに訪問するだけじゃなくて、それ以外のときにも訪問する機会をふやしていきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 働き方改革に関しては、安藤委員もおっしゃいましたけど、人的配置が一番必要じゃないかと思います。

決まった枠の中で、それに対していろいろな改革をされるということは、どこかが抜けたら、どこかがしわ寄せを受けるというような状況は、同じ枠の中でやっとなら、そういうことになるわけですから、そういう点でサポートする方々もそうですし、退職しはった校長先生方を、言葉は悪いんですけど、うまいこと活用させていただいて、そういう形で一丸となってやる必要があるんじゃないかと思います。

だから、その点は十分検討して、先ほど教育長の話にもありましたように、今、個々の先生方の負担が非常に多い状況の中で、本当に生の声を聞きながらサポートするというのをやっていく必要があるんじゃないかと思いますので、その点は強く要望しておきます。

それから、次に修学旅行の件なんですけ

ど、3年間やったら業者を変えなあかんと  
いうシステムをつくってはみたいで  
すけど、それやったら3年間はいいのかとい  
うことなんです。一つの業者が修学旅行  
を取ったら、3年間は永続して仕事が  
できると思っている状況があるとい  
うことなんです。教師の中でも、3年  
間は別に選んでええんじゃないかとい  
う風潮で修学旅行の業者が選ばれて  
いるんじゃないかというふうに思  
います。

僕が一番危惧しているのは、例えば前  
回のときには、全ての面において一  
者が独占しておった。その中で、大  
阪府のどこかの市の校長先生があ  
る業者と密接な関係にあって、その  
先生が確か家族旅行をその業者に  
お願いしとったという話なんです  
よね。それが現実には起きるんでは  
ないかということで、私はこれを委  
員会でいろいろ質問させていただ  
いたんです。

教育委員会以外の、学校現場以外  
の行政だったら、考えられへんこと  
です。一者が全部独占するとか、全  
ての面においてその業者が全部や  
るのは、行政のほかの部門では、  
そういうことは考えられへんわけ  
でしょう、当然ね。そういうことが  
行われていたから、教師の方々とい  
うのは、そういう点でちょっと脇  
が甘いんじゃないかと危惧したわけ  
です。

その業者のホームページを見と  
ったら、私の会社は摂津市の仕事  
をしていますと、堂々とその業者  
がホームページに載せとった。そ  
ういう状況が非常に危険やとい  
うことで、私は指摘させていただ  
いたんです。

それから、聞くところによります  
と、昔は伊勢とか、その辺を修学  
旅行先にしとったということなん  
ですけど、それを平和教育とい  
うことで、えらい力を入れて、や  
っぱり広島市に行っている。それ  
はそれで、

私は平和教育は必要だと思います  
けど、ただ、そういう点で、言葉  
には力を入れて平和教育と言いな  
がら、全て業者任せやから、結  
局結果的には楽やから頼んでい  
るという状況を生み出しとった  
わけです。そういうことが業者と  
現場の先生方との癒着ということで、  
非常に私は危惧したんです。

結局、そういうシステムを導入  
されたけど、しかし、またそのよ  
うな状況に戻ってしまうんじ  
ゃないかと、私はこれも危惧し  
とるわけです。

思い入れがあって、授業の一環  
として修学旅行をするんやたら、  
これはさっきの働き方改革と逆  
行するかもしれんけど、そんだけ  
の思い入れがあるんやたら、し  
っかりと修学旅行の内容を構築し  
て、それが本当の意味での平和  
教育になるのか、しかし、広島  
市だけ違うぞ、大阪府にも大  
空襲があって、その記念館もあ  
るやないかとか、この周辺でも、  
さまざまな戦争にかかわるよ  
うな事例があるんじゃないか、  
そういうことをしっかりと子  
どもたちに教えなあかんと  
いう中での平和教育を、そ  
こで議論しながら、吟味し  
ながら、そういう修学旅行  
の選定をするんやたら、私  
は何も言いません。

ただ、結果的には、楽しんで  
修学旅行を仰々しくやるん  
やたら、ちょっと間違い  
じゃないかと私は思うわけ  
です。

保護者の意見をやっぱりし  
っかり聞く、子どもたちの  
意見を聞く、これやたら  
USJやディズニーランド  
に連れていくことになる  
かもしれんけど、しかし、  
そういう点できちっと  
修学旅行の意味合いの  
大切さを議論しながら  
その場所を選び、そ  
してそれに一番ふさわ  
しく、価格的なことも  
ありますけど、一番  
ふさわしい業者を  
努力しながら選定  
するというシステム  
が必要

じゃないかと私は思うわけです。

その点、ちょっと、私の意図が伝わってないかもしれないから、考え方を言わせてもらいましたが、河平課長、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

それから、学力向上なんですけど、単に付け焼き刃的なことをやっても、これは、学力は向上しないと私は思います。

やっぱりそこには、指導力不足もあるかもしれませんがけれども、先生方が情熱を持って、そして一体となって学力向上するという状況に向かっていく必要があると思います。

実際、私自身の事例をちょっとお話ししますと、私は、岡山市の中学校を出ました。そのとき、岡山市は大体50校ぐらいの中学校があったと思います。その中で、うちの中学校は下から2番目やったんです。

それで、ある先生が、このままでいいのかと我々生徒に問いかけたんです。おまえらこのままで、下から2番目でいいのか。そして、このことに関して、君たちはそういう雪辱をこれからずっと我慢できるのかという奮起を、ある先生が言うんです。それに校長先生が賛同して、学校全体的にすごく教育に関して熱を入れたんです。

これは、ええか悪いかは別にして、70点以下は、こんなムチでお尻をぱちんとたたかれるんです。これ、今はあきまへんで。でも、そういう形で、みんな100点取れとは言わない、70点取ろうや、とりあえず70点取ろうやないかということで、それで学力向上のグループをクラス全部において、グループごとにやりました。そのときは、先生も一緒について、わからんことがあったら俺に言えという形でやりました。

最終的に、1年で岡山市で2番目になっ

たんです、レベルが。そういう形で、そのときは、保護者も、学校も、子どもたちも一生懸命一丸となってやった。時代が違うのはわかっているけれども、そういう雰囲気は学力向上につながったという一つの事例です。

今はそういう時代が違うことはわかってますから、それに適したような方法で、やっぱり河平課長が言うたように、保護者、地域、そして学校がそういう雰囲気を醸し出すことが一番につながるんじゃないか。

全国的にも非常にレベルが高い、学力が高いところというのは、そういう形でまちが一斉に子どもたちを育むというような状況の中で、そして、地元出身の先生が地元の子どもたちを教えるという雰囲気、これは現実には摂津市では不可能かもしれませんが、そういう雰囲気によって学力向上したという事例がいっぱいあるわけです。

中には、俳句を子どもたちにさせることが国語能力に物すごくつながった例として、伊藤園ではボトルに掲載する俳句を全て、そこの小学校、中学校の子どもたちの俳句にしていたとか、そういうことを工夫しながらやっと思ったわけです。これは一つの事例ですけど。

そういう形で、みんなが一緒になって向上させるという雰囲気を醸し出すには、やっぱり教育長が陣頭指揮をとって、そういうことを促すことが必要じゃないかと思うんですけど、その点ちょっと河平課長、決意といいますか、そういうこともやっぱりやるべきやという、教育者としてのあなたの思いをちょっと述べていただきたいと思います。

それから、いじめ対策ですけど、よく人権教育ということは大切やから、当然人権

教育はされていると思うんですけども、人権教育の根本的なものが欠如しとったら、幾ら口先で人権教育って言っても、やっぱり蹂躪されていくわけですよ。

そういう障害者に関して、さっきも言ったように、新しい若い先生は世間の状況をなかなかまだわかっていない。これはある意味非常に失礼かもしれんけど、わかってない教員の先生方がおられると。

そこで、今さっき言ったように、さまざまなおアドバイスをしながら行くっていうのが、ええ教師になっていく一つの過程だと思いますけど、その中で誰にも相談できない状況の中で、そういう人権意識が希薄な状況の中でいじめ問題がどうこうと言っても、なかなか全てをゼロにすることは難しい。

もっともっと物事の本質を考えなあかん。考えて、何をすべきかということをもっと深掘りしてやっていかんことには、この問題はなかなか解決しない。それをどういうふうにして教育の中に取り入れていくかということ、しっかりとその問題意識をわかった上で指導せんと、こういうことは解決しないよ。

決算審査での質疑と答弁だけじゃなくて、これはもっと提言というか、そういうことを言わせていただいているわけですから、そのことに関してもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、武道の件ですけど、これ間違えました、今年度はしてないんですわ、平成30年度はしたんです。でも、今年度は、講師を呼んで授業をしていない。もちろん剣道家になるための授業じゃないんですが、これは一つの授業の一環やから、最低限のことをやらなあかんけど、その最低限のことを間違えたら全然違うもんになっ

ていくし、違う解釈になっていくし、そういう点を危惧しとるわけです。

それと、やっぱり防具のチェックは、もう本当に神経質なもののなんですよ。

今言ったように竹刀のささくれがやっぱり飛散して、当然体にも突き刺さります、この喉の辺なんかには突き刺さります。私の友達は、そこからばい菌が入ったり、私自身も熱が出たことがありますので。

そういうことは、非常に神経質に対応するというをやっています。事故が起きてからでは、もう遅いんですよ。

私の弟子たちは、非常に怖いと言っております。また、扱い方がほとんどわからん子どもたちがやみくもに竹刀を振ったり、ある程度指導しても、どうしても正しい振り方でないときがある。そうしたら竹刀の劣化がすごく進むわけです。だから、そういう状況にあるということですね。

これは、これ以上言いません。しかし、これは徹底的に専門家に見てもらった必要があると私は思いますので、その辺は要望しておきます。

それから、教育委員会と現場の話ですけど、教育長、あなたが一番ベテラン中のベテランなのですから、あなたが現場に行って、そのベテランの先生方をしっかりと指導する必要があると私は思っています。あなたが現場に行って、あなたの指導力を発揮して、教育長としてのあなたの考えや、あなたの情熱が末端の教師の方々に伝わっていかんあかん。

仰々しい会議をやって、それだけじゃなくて、現場を見て、現場の意見を聞きながら、そして適切に指導をしてください。今言ったように障害者の問題も人権問題もありました。あなたが一番経験が多いわけでしょう、社会人として年齢を重ねていっ

た分だけでも。

そういう点で、若い先生やら、ベテランの先生に対して、しっかり物事を言うていかなあかん。そうせんと、あなたの指導力が、あなたが何のために教育委員会の教育長としているかという意味合いがなくなりますよ。それを発揮していただきたいんです。

例えば、順風満帆で行つとるときはある程度いいかもしれませんが、そういう現場で非常に危うい部分やら問題があるとジャッジしたときには、教育長が指導力を持って、自分が率先して動いて、それを改善したり、是正させたりすることが必要じゃないかと、私は思うんです。その点について、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

安全対策の件ですけど、災難が起きた後に何年間かそれを一生懸命やるという状況は、これは日本人によくあることなんです。

そういうこともそうなんですけど、本当に危機意識を持って、絵に描いた餅にはならないようにしてください。昔、一般質問でも言いましたけど、絵に描いた餅は何ぼでも描けます。しかし、食べることはできないですよ。いざ災害が起きたときに、全然それが機能しないということは、多々あったわけです。

ここで言うのは釈迦に説法かもしれませんが、子どもたちはやっぱりパニックになるということが一番危惧されるわけです。そのときには先生はしっかりと、先生も一緒にパニックになっては困るので、そういうときにはしっかりと指導していかなあかん。

例えば、東日本大震災でも、ある小学校で100人近い子どもたちが亡くなったという事例がありますよね。あのときは、

先生方もパニックになりながら子どもたちを導いたおかげでそういう犠牲が出て、その後、裁判になったりいろいろありましたよね。そういう点の訓練も必要じゃないかというように思いますから、その点は強く要望しておきますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、こども会の件に関してですけど、早川課長、さっきも教育長に言いましたように、本当に生の声をしっかり聞くことが、物事の解決に一番つながるんじゃないかと思うんです。大きな社会の中で、組織自体がだんだん弱体化していくというのは、ある一定やむを得ないこともあると思うんです。

しかし、さっきの子どもたちの安心・安全ということを考えたら、やっぱり子どもに関しての組織とか、そういう集まりは、なくしてはいけないわけです。子どもの安全は親だけが見るんじゃなくて地域社会がしっかりと見るということが必要だと思う。

地域が安心して子どもたちを静かに育てていくという姿勢。そして、子どもたちが何かあったときに、その地域が手助けをする。

私が育成会にいたときには、時々子どもが行方不明になったりして連絡が入って、地域が総出で子どもたちを探したという経験があるんですけど、やっぱりそういう絆や、地域でのそういう大人たちの目が必要じゃないかと。

あなた自身にこども会をしっかりと存続させようという意識がなかったら、これはだんだんすたれていきますわ。あなたの意識の問題ですわ。当然教育長やら、幹部の問題もありますけど。

これは全てにつながってくると思いま

すよ。全てにつながるんですよ、その意識が。仕事するんやったら、ええ仕事せなあかんわけですわ。物事を改善しようと思ったら、情熱が要るし、使命感が要るんですよ。そういうことがないと、こども会は崩壊していきます。地域社会の芽がつまれていきます。そういう意識でやっていただきたいと思います。

成人祭は、おもしろせえとかいう意味じゃなくて、充実した内容をしてください。新成人やいろんな人らの意見を聞きながら。突拍子もないことを言う人もおるかもしれんけど、それはそれで精査しながら、彼ら、彼女らのための成人祭となるように、その点をしっかりとお願いしたいと、これは要望しておきます。

○嶋野浩一朗委員長 それでは、答弁を求めます。

河平学校教育課長。

○河平学校教育課長 それでは、学校教育課に係る内容についてご答弁申し上げます。

まず、修学旅行についてです。

3年間継続をしているところについて、それでよいのかということですが、確かにそのように継続している学校については、何年か継続できて、次、業者を変えればよいというルールとして認識しているのではないかと思います。

各学校の状況を見てみますと、逆に1年で業者を変えている学校もございます。これは、学校のほうでしっかり毎年検討委員会等を行って、業者選定ができていると捉えております。

渡辺委員より、教員の脇の甘さというか、危機意識、緊張感のなさがあるのではないかとご指摘ですが、そういうご指摘をいただけるのは本当にありがたいことだ

など感じております。我々としても、この立場になって学校を見たときに、そういう部分は弱いなと感じているところです。

例えば、業者を選定する際に、保護者の意見を聞き、いろんな観点や、意向を踏まえて業者選定していくなど、やはり今後もきっちりやっていかなければならないと感じています。

システムができ、各学校はそれを取り入れてきていますが、今後続いていくうちに、また緩みが起きるかもしれませんので、そうならないように、それをしっかり守れるように指導していくのが我々の立場、存在意義なのだと感じております。その点も踏まえてしっかり学校については指導していきたいと考えております。

続きまして、学力向上にかかわる内容です。

委員がお話しいただいたように、地域、家庭と学校が連携をし、一体となって盛り上げ、雰囲気をつくり、学力向上を図っていくというのは、もう本当にそのとおりだなと思ってます。その点については、我々も学力向上の取り組みのヒアリングや、学校訪問で校長や担当者に直接話をするのがあり、そこでも学校と保護者、地域との連携について、一体になってやっていきましょうか仕組みをつくりましょうと、お話ししているところです。

また、いろいろ各学校は学力向上の取り組みなどをするようになってきているんですけども、それが我々の認識としては、目的、意義を見失って形骸化してきているのではないかと、何か長年続けると忘れてしまっていくなり、本来その取り組みとかが生まれたときの背景とか、なぜそれを子どもたちのためにやろうと思ったのか、その先生方のかつての思いとか、そういったもの

が教職員の中に薄れてきているのではないかと、我々としては危惧しているところです。

そういったものを含めて、やっぱりその目的意義、趣旨理解をしっかりとすべきだということを伝え、各取り組みをさらに効果的にするためにも、各学校に取り組みの目的・意義について振り返って考えていただき、学力向上に努めてもらいたいと考えております。

続いて、いじめの内容です。

委員がご指摘のとおり、いじめについては、人権教育にかかわる根本的な問題だと考えております。教員は人権問題にかかわるアンテナを常に張り、いじめを未然に防ぐ必要があると思います。ただし、事象が、起きてしまったときには、やはり教員が一人で抱えることもなく、管理職を含めて、連携をして、初期対応から組織的にしっかり行うことが大事だと考えています。

それとともに未然防止のために、やはり日々の人権教育にかかわる、例えば障害者理解の内容を、日々子どもたちと一緒に取り組んでいくことで、いじめの問題は、なくしていけるよう各学校に指導してまいります。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 修学旅行の件で、システムづくりについてはご答弁いただきましたけれども、例えば、平和学習の一環として広島に行かれると。そのことについて、学校の現場でしっかりと議論をして、こういった趣旨で行くんだということを練り上げた上で、選定に当たってるのかということ、そっちも問うておられましたので、その点についてもお願いいたします。

河平学校教育課長。

○河平学校教育課長 各小学校では、修学

旅行を平和教育の集大成といいますか、中心的な取り組みとして位置づけております。先ほどの学力の答弁と重なる部分があると思うのですが、修学旅行についても、やっぱり各学校で再度行く意味、意義をしっかりと捉える必要があると思います。

各学校では、実際に修学旅行へ行った後に、振り返りの会を持ったりとか、事前に検討委員会を持ったりはするんですけども、そこで事務的な、例えば、流れだけの話ではなくて、やっぱりなぜそこに行くのか、この時期に行く意味は何なのか、それまでの指導とその後の指導はどういう関係があるのかということも検討をしっかりとしていくように、こちらとしては指導していきたいなと思います。

○嶋野浩一朗委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 質問にお答えいたします。

私が、7年前になりますかね、摂津市に来させていただいて教育長をさせていただいたときに、まず最初に考えたのは、やっぱりまず組織をしっかりとつくらなかなんと思いました。今、400名を超える教職員が学校現場におります、教員ですね、教員が学校に今いる。その中で、管理職もいるわけですけども、私が見させていただいたときに、学校がまず組織として機能していない部分が結構あるなと思いました。

それから、もう一つは、教育委員会のとりわけ学校教育に関する部分についても、やっぱり組織としてもっとしっかり、一人一人の指導主事が自分で考えることができるようにして、教育委員会の組織もしっかりしていきたいなと思って、先ほど説明したようないろんな取り組みをしてきたところです。

そういう中で一定成果的なものもあら

われては来ておりますけれども、若手がほんとに予想以上のスピードでどんどんふえてる現状があるわけですから、私が周ることで一人でも二人でも先生方が意識改革をしていただけるのであれば、それがプラスになると思いますので、今後はどう定例外の形で学校を指導していくか考えてまいりたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 修学旅行の件は、そういうふうに河平課長がおっしゃってるからそれを進めていただきたいと思うんです。ただ、今言うたように学校によって選定の方法がばらばらですよ。ちゃんと1年ごとにしっかりとそれを議論しながら、保護者の意見を聞きながらその選定をしている学校もあれば、3年間同じような学校、そういう3年間同じような学校というのは、やっぱり僕は非常に危惧しとることが実際に起きているのではないかとこのことを指摘しておきます。

それに関しては、今、あなたがおっしゃったような問題意識をやっぱり学校に投げかけて、それで議論してやっていかなければ、いろんなことで弊害が起きてしまう。非常に神経質に見とくと、業者となあなあになってしまう危険が物すごくあるわけじゃないですか。

個々の学校によっての対応が違うという、そういう点のことを、しっかりと議論をお願いしたいと思います。これ、要望しておきます。

それから、学力向上に関しても、まあまあそういう形で一遍外に投げかける、内だけじゃなくて、外に投げかけて、協力を得る。その辺は地域に協力をお願いするという、それから当然、教師もそれに向けたさまざまな研さんを積んで、しっかりと

やってもらわなあかん。

だから、いつも言う三位一体ということで、そういうことが子どもたちをいい方向に進ませるという大きな目的になるんじゃないかと思っておりますので、これも要望しておきます。

それから、武道の件ですけども、本当に専門的なことを言い出したら切りがないんで、扱い方を十分気をつけてください。

それから、さっきの修学旅行にちょっと戻りますけど、今、言うたように、平和教育ということが必要だということやったら、やっぱりその辺の意味合い、広島が集大成ということを思うけど、やっぱり違う意見もあると思う。ほかの平和教育もあると思う。

もっともって考えて、もっといろんな情報を得ながら、自分らの意図することはこういうことで、広島以外にも当てはまる場所があるとか、そういうことを議論しながら進めていく必要があると思います。

例えば、道徳教育の中で拉致の問題とかありますけど、これも一つの平和教育の中にあるわけですから、そういうことも踏まえてお願いしたいと思います。それ、要望です。

それから、ある統計で、今ちょっと変わってるかもしれませんが、自殺で年間3万人近い方が亡くなる中で、やっぱり教師が自殺をされるという率が非常に高いとお聞きしました。今は、どんな統計になっているかわかりませんが。

教師の影響力は大きいんです。この前でもノーベル賞とられた吉野氏、あのお方が学校の先生からろうそくの灯か何かの本を与えられて、それがノーベル賞につながった。それだけ、教師というのはやっぱりとうとい仕事ですよ、皆さん、自分から言

えないにしても。私はそういうふうに思っています。

やっぱり、そういう方々を、若い世代が志を持って、そういう世代の先生方が教師をとという志を持ってやられることに対して、もう全面的にバックアップするという姿勢が教育委員会には必要だと思いますし、私は何遍も言うてますけど、それを教育委員会にやっていただきたいと思っています。

だから、総合的にそういう形で教育委員会が率先してやるのが必要ですよ。その後ろの方々は、あなた方の背中を見ながらやっていくと思う。学校一つの組織自体が成り立ってない状況もあるということに対して、やっぱり力入れていかなあかん、あなた方は。そういう点で、やっていただきたい。

それで、いじめの問題に移りますけど、今、しっかりと考えながら、どういうことがいじめにつながるのか。ただ気をつけなあかんのが、デリケートな問題だけに一つ間違えたら、また違う意味での人権を犯してしまうことになるかもしれん。

これも私の事例ですけど、私の次女が障害のあるお子さんと非常に仲がよかった。その障害のあるお子さんが言う言葉を、反復して言ったら喜んでくれるので仲よく遊んでいた。はたから見たら、からかっているように見えるから、先生が非常にそれを注意した。そしたら、うちの次女は、もうこの子に近づいたら怒られるんちゃうかと思って、その障害のある子どもとは遊ばなくなった。これはもうはっきり言うて、非常に悪い事例ですけど、そういうこともある。それだけデリケートなんですよね。

デリケートなだけに、そういう現場の先生だけが扱うことは非常に重たい。年をか

さねていっているいろんな経験されとる皆さんがそういう先生方を導く。当然、ベテランの現場の先生方が導くことも必要ですけど、率先して教育長にやっていただきたい。

そういうことを切にお願いして、私の質問をこれで終わりたいと思いますので、ありがとうございました。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員の質問が終わりました。

檜村委員。

○檜村一臣委員 それでは、幾つか質問させていただきたいと思ってるんですけども、私の質問の大部分については、昨日安藤委員からの質問で出てるので、かぶる部分についての質問はできるだけ避けて要望にさせていただきたいと思っています。

まず、こども教育課に対する質問なんですけども、昨日から保育士宿舍借上支援補助金の話がありました。それで、今年度、598万2,000円というところで、10園で18人でしたかね、多分そういった話があったと思うんですけども、昨年度、平成29年度決算は330万円ということだったんですけども、ここで確認したいことは、昨日課長のほうから、離職防止のためについてということも含めて、この補助金があるような話があったんですけども、平成29年度、平成30年度含めて、今、離職となっている確認がどのようにされているのかと、実際離職した人が何らかの形であるのかということだけ、ここ質問としてお聞きしたいと思います。

あと、こども教育課については、全て要望にしたいと思うんですけども、昨日安藤委員のほうからありましたように、まず待機児童の問題ですけども、待機児童の問題については、一般質問でもさせてもらって

ます。この中で、11月にKENTOひまわり園であるとか、4月に正雀ひかり園であるとか、なかなか保育士の関係で定員までいけないという部分はあるんですけども、昨日安藤委員もおっしゃってましたけども、平成31年度に入って10月現在の待機児童数が140人と、昨年度までは95、6人という話だったと思いますが。ことしの140人なんですけど、8月から9月の時点で110人ぐらいが140人ぐらいになってるんです。すごくふえてて、すごく努力してきてるんですけども、140人になってるってことは、無償化の影響もあるのかどうかわかりませんが、やっぱりどういった形でふえてるかっていうことについてはしっかり考えてもらいたいです。正直まだまだ安威川以北の地域においては、マンション開発とかもありますし、待機児童はふえていくということがありますので、ふえている要因も含めて、しっかりどういうふうに取り組んでいくかということを考えて進めていっていただきたいなということで、これ要望にしておきます。

それで、続いて、こちら昨日の安藤委員の質問にあったんですけど、認可外保育所の実態についての話があって、基準を満たしていないところについては、無償化の対象外とするような条例を作ってほしいという話も、これについては私も速やかにやってほしいと思います。

きのう、基準を満たしていない認可外保育施設が幾つあるのかという質問があったときに、課長は答弁がさらなかったんですけども、答弁されなかったということは、実際今の認可外保育施設の中で基準を満たしていないところがあるんだろうと思いました。

認可外保育施設で、基準を満たしていないところに子どもを預けるということ自体も、私自身はどうかなって思っているんです。実際そういう条例で、基準を満たしていない施設はもう無償化の対象としないという話があったと思うんですけども、このことについてやっぱり正直重く受けとめる、基準を満たしていない保育所にプレッシャーをかけるべきやと思いますので、この条例案についてはできるだけ速やかにやっていただけるようお願いしたいということで、こちらについても要望します。

あと、幼稚園の通園バスの話がありました。この間ちょっと幼稚園の運動会に行ったときに、話したんですけども、やっぱり幼児教育・保育の無償化が始まることによって、今まで定員を割ってどんどん幼稚園に入る人が減ってきてる中で、2年保育の幼稚園の部分については、もう間違いなく、もっともっと減っていくと思いますし、この通園バスの件できのう話がありましたけども、アンケート調査を行って、7割の保護者が通園バスの部分についてはなくなる方向でもって納得してるという話してましたけども、これについては預けようと思う保護者にアンケートとったら、この結果にならないと思うんですよ、私は。やっぱり通園バスについては見直していけるかどうかわからないんですけど、考え直してほしいなということで要望します。

こども教育課は以上です。

子育て支援課は、一つだけ確認の意味で質問したいと思います。就学援助の件ですね。

小学校と中学校の就学援助の件で、平成28年度から平成29年度、平成30年度

と決算額の動きだけを見させてもらっているんですけども、昨年も質問させていただきました。小学校については、用品の単価を引き上げしてるのと、2月に前倒しをしているということでの話があって、中学校は用品単価の引き上げでふえてるということでありましたけど、数字の動きの確認なんですけども、小学校については平成28年度2,800万円から平成29年度3,800万円に上がって、今年度の決算が4,280万円となっていて、中学校については、平成28年度から平成29年度については400万円ふえてて、平成29年度から平成30年度が1,000万円減ってるという形になっています。金額の動きがどのようになってるのかだけ、確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。

教育政策課のほうについて聞きたいと思います。

質問についてなんですけども、134ページの小中学校通学区事業の交通専従員業務委託料の件なんですけども、平成29年度までは子育て支援課であって、平成30年度から移管されて教育政策課になったんですけども、昨年は事務報告書のほうに専従員をおいている箇所数が載ってて、平成28年度から平成29年度に19か所から22か所が変わって、その3か所の状況について去年質問しました。これ教育政策課にかわって、その内容にかかわる部分が事務報告書になかったのも、中身を直接お伺いしたいんですけども、今回決算が1,979万6,000円というところで、昨年は1,906万円ぐらいで70万円ぐらいふえてるんですけども、平成30年度末現在での箇所数が今わからないので、22か所から変わってないのかと、この70万円ほどふえたのは、その箇所数に対する

影響とかがあるのかどうかを含めて、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

教育政策課で、これは確認なんですけど、142ページに小学校管理運営事業があるんですけど、土地購入費253万円について、昨年摂津小学校の用地の件で不動産鑑定委託料というのがあって、その内容について質問させてもらったんですけども、そのときに関西電力の鉄塔用地の件との話がありまして、この土地購入費については、昨年鑑定したところの土地について買ったものなのか、確認だけお願いします。

あと、144ページの小学校検診事業で歯科衛生士派遣委託料というのがあって、昨年まではなかった委託料なので、内容と実際どういう結果になったかということをお聞かせいただきたいと思います。

あと、国際理解教育推進事業で、英語指導助手派遣業務委託料、これ138ページにあるんですけど、これは年々決算額がふえています。平成29年度から平成30年度で見たら、およそ倍ぐらいの決算額になってるんですけども、これも事務報告書で確認すると、中学校では1校当たり80日から120日ぐらいにふえ、小学校で言えば、1校当たり16日から40日ぐらいにふえてるということで、予算がこれだけふえるということは、それである程度理解できるのかなと思ってるんですけども、ここまでふやしてきた過程と、ふやした結果どういう状況に変わっているのかということをお聞きしたいのでお願いします。

スクールソーシャルワーカーについてなんですけども、これは平成29年度約900万円で、平成30年度約1,300万円、それでまあ平成31年度予算を見ても約1,700万円ということで、平成29年度が3人、平成30年度が4人でした。

平成31年度が中学校区に一人ずつおかれて、平成29年度に週2日から週4日になりました。ここについては今後もやっぱり教育・福祉の面からも含めて大事なことだと思いますので、お願いします。

それで、チャレンジテストです。きのう安藤委員が質問された中で、9月6日に実施できなかった学校が69校あるということでありまして、やっぱり平均を出すというところに不公平さを感じるのも当然あります。これはもう要望にとどめときますけれども、今回のチャレンジテストについては疑問に思う部分がありますので、ちょっとしっかり考えていただきたいと。

最後にしますけれども、学力向上推進事業の内容について、学習指導委託料の決算額が約300万円から約650万円になっているのは、全中学校区で摂津SUN SUN塾を実施されてからという話はきのうお伺いしました。

それで、ふやすということについては全然いいことだと思うんですけども、ふやしたことによって、どういった形になったか、英語の部分ともあわせて聞きたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 暫時休憩いたします。

(午後0時 休憩)

(午後0時58分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

それでは、檜村委員から続きの質問があるということですので、まずは檜村委員。

○檜村一臣委員 生涯学習課についてですけれども、決算概要の156ページで、公民館講座開催事業がありまして、その中にサロンコンサート委託料というのが決算額ゼロという形になっています。このサ

ロンコンサートやロビーコンサートについては、演奏家協会が平成29年度末で解散されたとお聞きしておりまして、平成30年度は委託していないと。平成31年度予算を見ても一応ゼロという形になっていまして、サロンコンサートについては公民館3館ですべてロビーコンサートについては安威川公民館でやっているという形なのですけれども、これらのコンサートについて、生涯学習課での位置づけ的なものがどういった形になっているのかということをお聞きしたいのと、平成31年度予算はとっていませんけれども、かわりになるものとしてはどういうものを考えておられるのかということをお聞きしたいと思っています。

一つ要望で言い忘れていましたが、代替講師の話もあって、この件については9月の一般質問でさせてもらいました。結果的に時間外勤務の軽減については、山根参事のほうから報告を受けたところですが、やっぱりスクールソーシャルワーカーが配置されているところと配置されていないところで、やっぱり学校間で格差のないように、差が起きない形で募集も含めて進めていただきたいと思っていますので、その辺は引き続き、よろしくお願いします。要望とさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 答弁を求めます。

浅田課長。

○浅田こども教育課長 それでは、保育士宿舎借上支援事業についてでございます。

平成29年度の決算額330万1,000円と、平成30年度の決算額が598万2,000円ということございまして、活用していただける保育士がふえているということで、一定の保育士の確保の支援、それから離職防止にもつながっているも

のと認識しております。

実際に園から提出していただきます申請書、それから実績報告書の中で個人名のほうも確認しております、平成29年度活用していただけた方は、平成30年度も引き続き活用していただけているという状況でございます。

○嶋野浩一郎委員長 実際の保育士の離職数とかはわからない。

浅田課長。

○浅田こども教育課長 実際の離職数ということでございますけれども、把握できていないという状況です。

○嶋野浩一郎委員長 わかりました。

湯原課長代理。

○湯原子育て支援課長代理 小・中学校就学援助事業に係ります平成29年度と平成30年度を比較しての決算額の増減に関する質問にご答弁申し上げます。

増減の主な要因は、新入学児童・生徒学用品費、いわゆる入学準備金の前倒し支給に伴うものでございます。

小学校費におきましては、平成29年度では、平成29年度小学校入学者に対しまして8月に支給を行っております。平成30年度中学校入学予定の小学6年生に対して2月に支給を行っております。同様に平成30年度では、平成30年度小学校入学者、平成31年度中学校入学予定の小学6年生、これに加えまして、平成31年度の小学校入学予定であります5歳児に対して支給を行ったため、増額となっているものでございます。

中学校費におきましては、平成29年度中学校入学者に対して8月に支給を行いました。一方、平成30年度は、平成30年度中学校入学者に対しては平成29年度の2月、つまり平成30年2月に既に小

学6年生のときに支給を行っているため、入学準備金の支給が不要となったため、減額となっているものでございます。

○嶋野浩一郎委員長 交通専従員につきまして、お願いいたします。

松田課長。

○松田教育政策課長 小中学校通学区事業に係る交通専従員について、ご答弁させていただきます。

まずは、配置箇所についてでございます。

平成30年度は鶴野の第1公園前に1か所増ということで、23か所で実施しました。

増額の理由でございますが、地震があった折に一時的にはございますが、通学路の変更をいたしまして、味生小学校の校区内で1か所増とさせていただいております。

また、シルバー人材センターにお願いしておりますが、単価が2,925円から2,990円に増加されましたので、その分も年間増額の一つでございます。

次に、小学校管理運営事業に係る土地購入費についてでございます。

こちらにつきましては、委員のおっしゃいましたとおり、摂津小学校横の関西電力の土地となっています。

最後に、小学校、こちら中学校もですが、検診事業に係る歯科衛生士派遣委託料についてでございます。

こちらにつきましては、毎年春に子どもたちの歯科検診を実施しております折に、歯科医師が歯の状態を順番に読み上げていただくのを養護教諭が書きとめておりますが、専門用語であったり、聞き取れず先生の手をとめてしまったり、書き直したり等がございましたので、ご希望がある学校については、養護教諭と歯科医師とで

調整していただく中で、ご要望があれば歯科衛生士を派遣するところがございます。

平成30年度の実績といたしましては、小学校が6校、中学校が4校で活用されています。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 河平課長。

○河平学校教育課長 それでは、学校教育課にかかわる内容について、ご答弁申し上げます。

まず、外国人英語指導助手派遣委託料にかかわり、ご答弁申し上げます。

この事業は、児童・生徒が習った英語を実際に使える機会を学校生活の中、日常に確保することによって、学習意欲と英語力の向上を図るために実施しているものです。新学習指導要領の実施に伴って、小学校3年生から外国語活動の授業を実施する、また、5年生からは教科として外国語の授業が始まりますので、平成30年度から通年の助手の派遣を行っております。

成果といたしましては、通年配置になったことで、ALTも児童・生徒だけでなく教員と一緒に過ごす時間が長くなっておりまして、以前より授業の打ち合わせ等にも時間が確保できるようになって、授業の質が高くなってきているということ、また中学校では、ALTが授業の中で実際にインタビューしながらテストを行えるようになって、1対1のコミュニケーションの充実につながってきているなど考えております。

続いて、学力向上の件で、摂津SUNS UN塾にかかわる中学校区で開催することによる成果について、ご答弁申し上げます。

まず、入塾者数の増加が見られました。小学校では99名、中学校では91名の参

加になっております。これは当該の在籍児童・生徒数6年生と中学校1年生の、6年生が約13%、中学校1年生では14%の割合で参加しているということになっています。

また、入塾者の家庭学習の時間が増加しているということ、また、学力につきましては、入塾した子どもたちの学力が入塾した当時に比べて学力向上が見られており、また、平成29年度に6年生であって、平成30年度に中学一年生という形で継続して入塾している子については、特に学力向上が見られたという成果がございます。

○嶋野浩一郎委員長 早川部参事。

○早川教育総務部参事 それでは、サロンコンサートについて、お答えさせていただきます。

公民館で音楽鑑賞の機会を提供することにより、ふだん公民館を利用しない方に足を運んでもらうことや既存利用者に音楽鑑賞の機会を提供することを目的として開催しておりました。

平成30年度につきましては、事業の委託先であったところが実施困難になったことによりまして、引き続き音楽鑑賞を行うために、平成30年度3月3日に公民館講座としてピアノ演奏によるスプリングコンサートを安威川公民館で開催しております。コンサートに来場された人数ですが、190人来場されております。

今年度につきましても、12月にコンサートを予定しており、今後も引き続き、音楽鑑賞の場を公民館講座で提供していく予定としています。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 まず、保育士宿舎借上支援補助金について。

平成29年度から平成30年度にかけてふえている部分については、それだけ利用される方がふえたと、一定評価はできると思います。

離職しているかどうかを把握するという事は、やっぱり離職につながらないようにということもありますので、できるだけ努めていただきたいと思ひますし、今年度から保育士確保の補助金の制度もできていますので、やっぱりあわせて保育士確保に向けて努めてください。特にやっぱりゼロ・1・2歳児の待機児童の問題はすごく大きな問題となっていますので、こういった補助金を活用していただいて、保育士確保を積極的にできるような形で進めていってもらうように要望して終わります。

就学援助の件なのですけれども、内容については理解させてもらいました。

交通専従員の話なのですけれども、箇所数については平成30年度23か所で委託金額については単価が上がったということで、金額と箇所数については理解しました。

先ほど1回目の質問のときに言い忘れましたが、交通専従員とボランティアの見守り隊の方というのがいると思うのです。すごく地域によって差はあるかとは思ひうのですけれども、見守り隊の方はボランティアで頑張ってくれています。見守り隊がないところに設置しているということで、今23か所で交通専従員を置いてもらっていると思うのですけれども、全体的に見守り隊がいるところの箇所数について把握できているのであれば教えてほしいのですけれども、お聞きいたします。

土地購入の件については、昨年質問させてもらったとおりということで理解いた

しました。ありがとうございます。

次に、歯科衛生士の件については、養護教諭の負担をカバーする意味でということ、いろいろと学校側と相談しながら、そういった形で派遣していただければと思います。

英語指導助手派遣の件なのですけれども、通年の配置になったということで、質の向上につながり、コミュニケーションもとられるということで、大事なことだとやっぱり認識していますので、これ以上となるとどうかわかりませんが、今後も充実させていきたいと思ひていますので、要望しておきます。

学力向上支援事業ですけれども、99名と91名にふえたということは今の話でわかったのですけれども、前回何人からふえたのかわかれば、2回目で教えていただきたいと思ひます。

サロンコンサートの件ですけれども、今、ピアノコンサートの話で平成30年度と平成31年度も12月にされるというようなお話を聞かせていただきました。やっぱり音楽鑑賞の場というのは、すごく大事であると思ひますし、平成29年度まで公民館3館でサロンコンサートをしていて、代替的には今は一応ピアノコンサートという形なのであります。今ピアノコンサートの1回だけみたいになっているのですけれども、できる限り広く音楽に触れられる場をつくっていただければと思ひますので、要望としておきます。

○嶋野浩一朗委員長 そうしたら、2点、答弁をお願いしたいと思ひます。

石原部参事。

○石原次世代育成部参事 まず、子どもの見守りの関係でございます。

現在、先ほどの専従員でありますとか、

セーフティパトロール隊、子どもの安全見守り隊、また民生児童委員協議会などによりボランティア活動による見守りの活動を行っていただいております。その中で平成30年度で把握できているところのみですけれども、味舌東のほうでセーフティパトロール隊味舌東というものと別府のほうで別府セーフティパトロール隊、それと鳥飼西のほうでセーフティパトロール隊ということで活動のほうをしていただいております、また、そのほかにも、たくさんの方に活動していただいておりますので、子どもの安全・安心にまた、しっかりと各課連携をとりながら取り組んでいきたいと考えております。

○嶋野浩一郎委員長 河平課長。

○河平学校教育課長 学校教育課にかかわる摂津SUN SUN塾の平成29年度の入塾者数について、お答え申し上げます。

平成29年度は、小学校で75名、中学校で70名の入塾者でございました。平成30年度と比較しますと、平成30年度はプラス22名、中学校はプラス21名となっております。

○嶋野浩一郎委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 見守り隊についてなのですが、やっぱり見守り隊の人はすごく頑張ってくれています。見守り隊を置いて、そういうふうにはできないところについては、交通専従員を置かざるを得ないという事情はあるとは思いますが、見守り隊の方がどの場所で、どういうふうにされているかということを含めて、担当課としてはちゃんと理解しておいてほしいなと思っています。今後とも、そういった形でよろしく願いしておきます。

摂津SUN SUN塾の話で、数字については理解いたしました。

ありがとうございます。以上です。

○嶋野浩一郎委員長 檜村委員の質問が終わりました。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時25分 休憩)

(午後1時29分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開します。

次に、認定第2号の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口上下水道部長。

○山口上下水道部長 認定第2号 平成30年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

決算書の24ページをお開き願います。

平成30年度摂津市水道事業報告書、「1. 概況」で、平成30年度の年間総配水量は1,014万9,800立方メートルで、前年度に比べ1万3,910立方メートルの増加となっております。

総配水量の水源別内訳につきましては、表1、年間総配水量に記載のとおり、自己水が295万2,540立方メートルで構成比は29.1%、大阪広域水道企業団水が719万7,260立方メートルで構成比は70.9%となっており、自己水の構成比が前年度に比べ0.3ポイント減少しております。

また、年間有効有収水量は928万2,386立方メートルで、前年度に比べ16万8,425立方メートルの減少となっております。これは、主に大阪北部地震に伴う減免措置及び大口需要家による水需要の減少によるものでございます。

次に、給水原価でございますが、25ページの表2、給水原価・供給単価の推移に

記載しておりますように、給水原価は205円32銭で、前年度に比べ14.6%、26円13銭増加しております。また、供給単価は190円90銭で、前年度に比べ0.3%、63銭減少しております。

次に、34ページをお開き願います。

収益・費用明細書、こちらは税抜き金額でございますが、これにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、収益でございますが、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は17億7,202万119円で、前年度に比べ2.1%、3,812万1,339円減少しております。これは、主に大阪北部地震に伴う減免措置及び大口需要家による水需要の減少によるものでございます。

目2受託工事収益は227万3,598円で、前年度に比べ71.5%、570万133円減少しております。これは、公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少によるものでございます。

目3受託事業収益は3,210万9,259円で、前年度に比べ8.8%、310万4,630円減少しております。これは、下水道使用料徴収受託料が減少したものでございます。

目4他会計負担金は174万4,366円で、前年度に比べ11.1%、17万3,904円増加しております。これは、消火栓の修繕費の増加により、一般会計負担金が増加したものでございます。

目5その他営業収益は762万2,674円で、前年度に比べ3.3%、26万1,556円減少しております。これは、設計審査及び工事検査に係る手数料が減少したこと等によるものでございます。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金は183万7,160円で、前年度に比

べ12.2%、25万5,987円減少しております。これは、預金利息が減少したものでございます。

目2土地物件収益は424万7,343円で、前年度に比べ16.1%、58万8,593円増加しております。これは、中央送水所及び太中浄水場の土地使用料が増加したものでございます。

目3納付金は1億5,442万5,000円で、前年度に比べ21.8%、2,763万7,500円増加しております。これは、大型物件の建設等によるものでございます。

目4他会計負担金は1,738万7,332円で、前年度に比べ13.4%、206万316円増加しております。これは、経営戦略作成に係る一般会計負担金が増加したことによるものでございます。

目5長期前受金戻入は3,127万3,577円で、前年度に比べ3.0%、90万8,580円増加しております。これは、固定資産の改良等に伴い、交付された補助金等を長期前受金として負債に計上した上で、減価償却費見合いを収益化するものでございます。

目7雑収益は864万1,573円で、前年度に比べ1.7%、14万6,801円増加しております。

続きまして、35ページの費用でございますが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水・浄水及び送水費は8億5,397万4,250円で、前年度に比べ1.8%、1,542万92円増加しております。これは、太中浄水場運転監視業務委託料の増加等によるものでございます。

目2配水・給水費は2億3,156万5,292円で、前年度に比べ11.8%、2,437万1,886円増加しております。

これは、給配水管の破損による修繕費の増加等によるものでございます。

36ページ、目3受託工事費は914万7,796円で、前年度に比べ39.5%、597万9,686円減少しております。これは、公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少等によるものでございます。

目4業務費は9,867万5,450円で、前年度に比べ1.0%、95万5,181円減少しております。これは、人件費の減少等によるものでございます。

続きまして、37ページ、目5総係費は1億6,344万9,563円で、前年度に比べ4.0%、629万6,087円増加しております。これは、経営戦略作成に係る委託料等の増によるものでございます。

目6減価償却費は3億3,417万4,590円で、前年度に比べ7.1%、2,553万3,367円減少しております。これは、機械及び装置の減価償却費が減少したものでございます。

目7資産減耗費は1億9,978万7,990円で、前年度に比べ5,585.2%、1億9,627万3,841円増加しております。これは、主に電気計装設備の更新に伴い、固定資産除却費が増加したことによるものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は5,239万9,204円で、前年度に比べ7.9%、446万9,154円減少しております。これは、企業債利息が減少したものでございます。

38ページ、目2雑支出は313万5,065円で、前年度に比べ151.1%、188万6,318円増加しております。これは、水道料金の過年度還付金の増加等によるものでございます。

続きまして、「2. 資本的収入支出明細書」について、ご説明申し上げます。

款1資本的収入、項1、目1企業債は9億9,560万円で、前年度に比べ212.5%、6億7,700万円増加しております。これは、配水管の更新事業や太中浄水場の電気計装設備更新事業のために借り入れた企業債でございます。

項2、目1工事負担金は90万円で、前年度から皆増でございます。これは、消火栓の設置に係る負担金でございます。

項3、目1交付金は4,736万円で、前年度に比べ23.8%、912万円増加しております。これは、配水池の耐震化及び老朽管路の更新に対する交付金でございます。

次に、支出でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設改修費は10億7,344万4,501円で、前年度に比べ7,676.2%、10億5,964万302円増加しております。これは、太中浄水場の電気計装設備更新工事の工事費の増加によるものでございます。

目2固定資産取得費は1,409万3,826円で、前年度に比べ41.1%、983万2,611円減少しております。これは、固定資産取得の減少によるものでございます。

目3配水管整備事業費は3億8,279万4,734円で、前年度に比べ30.3%、8,895万2,030円増加しております。これは、配水管の更新事業に係る工事請負費が増加したものでございます。

項2、目1企業債償還金は2億3,076万8,228円で、前年度に比べ2.1%、482万4,517円増加しております。これは、企業債元金償還金が増加したものでございます。

39ページ、項3、目1 交付金返還金は281万856円で、これは前年度の交付金収入に対する課税仕入れに係る消費税等相当額を返還するものでございます。

以上、平成30年度摂津市水道事業会計決算の内容の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 それでは、質問させていただきます。

まず、決算書の貸借対照表18ページのほうからお伺いしていきます。

有形固定資産の中で、建物、建築物、機械、装置いろいろとありますけれども、全部減価償却を打たれています。以前、耐用年数を越えているものがあるという説明を受けましたが、耐用年数を越えているものに対して、この資産価値というのとはどのような形で計上されているのか、教えていただきたいなど。通常、固定資産の減価償却は最終ゼロになるものですがけれども、耐用年数を越えて使っているのであれば1円のまま置いているのか、どのような形で置かれているのか、その辺詳しく教えていただきたいです。

続きまして、24ページ、25ページです。

昨年に続き、経営状況がどんどん悪化している中で、なぜこんなに悪化しているのかという話は今までも何回もさせていただいていますけれども、その中で、自己水の供給量が減っています。給水原価のほうも上がっておりますけれども、自己水が割合として、なぜ減ったのかについて聞かせていただきたいのと、25ページの給水原価についても上がっており、昨年17

9.19円から205.32円に上がっていますけれども、ここについても、もう一度詳しく説明お願いいたします。

これについては以上です。

続きまして、決算概要のほうから質問させていただきます。

166ページ、一般事務事業につきまして。

営業費用の中の原水・浄水及び送水費の通信運搬費のほうが約40万円上がっております。その理由について、お教えください。

続きまして、その下、配水・給水費です。平成30年度は補償費が決算されております。その内容について、教えていただきたいです。

続きまして、その下、車両管理事業の中の資本的支出車両運搬分です。これも新規で上がっています。車か何かを買われたと思うのですがけれども、その内訳等の説明をお願いいたします。

続きまして、268ページです。

太中浄水場の分です。

これは先ほどの自己水の分にも係ってくるかもしれないのですがけれども、修繕費のほうが上がっています。自己水の供給量がなかなか確保するのが難しくなってくるかもしれないみたいな話をされていましたがけれども、実際問題、その辺の修繕費と自己水の給水量との因果関係も絡めて教えていただければなと思います。

その下、動力費です。

給水量は減っていますが、動力費のほうは上がっております。その理由について、改めて、ご説明申し上げます。

続きまして、172ページです。

水道料金等収納事業についてです。

これは、前回、単価のほうが上がります

という説明を受けたと思うので、そのせいだとは思いますが、コンビニ収納業務委託料のほうが値段が上がっております。とりあえずは、それについて、改めまして上がっている理由について、お願いします。

その下、営業外費用です。

その他雑支出、これが結構な金額が上がっているのですけれども、147万1,894円で昨年の4倍ぐらいになっているのですけれども、何に伴うものなのか、教えていただければと思います。

とりあえず1回目は以上です。

○嶋野浩一朗委員長 答弁を求めます。

末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員からのお問い合わせにお答えさせていただきます。

1点目、決算書18ページでございます。

減価償却費でございますが、有形固定資産、建物、構築物、機械、工具等の費用を計上しているところでございますが、平成30年度においても、平成29年度に行いました基幹管路等の減価償却費を計上しているところでございます。

委員がお問い合わせの耐用年数を越えた分についてはどのように考えているかというお話でございますが、例えば耐用年数40年の管路がございましたら、40年で減価償却をいたしますが、そこで、40年を越えても使っている管路でしたら、この分につきましては、減価償却としましては構造物が残っておりますので、残存価値として、90%、今は95%まではいっているかと思うのですけれども、そこまで減価償却して、残存価格として5%、10%のところを残して、例えば入れ替えをすとか、建て替えをすとかという段階の中で除却として計上させていただくという考え方

で行っているところでございます。

それと、2番目にお問い合わせの給水原価についてでございます。

平成30年度は給水原価205円32銭という形でございます。給水原価につきましては、水道水1立方メートル当たりに対する費用でございます。平成30年度は、平成29年度と比較しまして26.1円増加しております。

要因としては、職員給与費、動力費の高騰と、修繕費、薬品費が上がっております。その反面、資本費の内、支払利息が減少しているのですが、その他の費用が大きく増えております。内容としましては、昨年度、電気計装設備、高額なものでございましたが、その部分で先ほどもお話ししていただいた固定資産除却という形で90%まで、耐用年数10年ほどだと思っておりますけれども、約20年ほど使わせていただいたという中で、除却費が残った分につきましては、その分について除却したと。金額にしまして1億7,637万円でございます。それと、水質モニターの更新におきましても833万円というところで、この除却費が通常の年よりも大きかったというのが給水原価を上げております。

○嶋野浩一朗委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 では、三好委員からのご質問で、水道施設課にかかわる分について、お答えさせていただきます。

まず、自己水減少についての原因についてというお問い合わせにお答えさせていただきます。

自己水は井戸でくみ上げているのですけれども、経年でだんだんと、くみ上げ能力自体がやはり下がってきております。長期的に使うのであれば、急激に使うのではなく、やはり能力に見合った状態で少しず

つ減らしてはいくのですけれども、長寿命のためには、この程度の使い方しかできないのかなというのが今の現状となっております。

次に、通信運搬費40万円の減額ということですが、通信運搬費といいますが、太中浄水場と各浄水所施設との、いろいろ電気信号の送信にかかわる費用が主でございます。これにつきまして、年度当初に契約の見直しとかもやっております。通信相手と面談をしたり、あるいは、今回は特に、既存の電気計装設備と新規の電気計装設備と併用で使う時期がしばらくありました。その分がありますので、例年よりは多くなっていると、このようなことになっております。

次に、補償金についてのお問い合わせについて、お答えさせていただきます。

この補償金につきましては、平成29年12月に、摂津市の水道給水管が破損し、漏水した水が大阪ガスの供給管に長期間当たってしまっていて、それでガス漏れ事故を起こしました。この分の補償金を支払っておりますので、例年と違って、この分を今回計上させていただいております。

次に、車両運搬費についてのお問い合わせについて、お答えさせていただきます。

車両運搬費、これは私どもの維持管理係が工事のときに行います掘削機を購入しております。運搬費の購入のみ金額を計上しております。

次に、太中浄水場管理運営事業の修繕費が上がっているというお問い合わせについてと、それについて自己水との絡みはどうかというお問い合わせについて、お答えさせていただきます。

先ほどもお話しさせていただきましたとおり、やっぱりくみ上げについては、井戸

そのもののくみ上げ自身の能力によるものだと考えております。修繕につきましては、やはり電気計装にかかわる、いろいろな通信機械、あとはモーター類とか、そういう送水機器についての修繕もやっておりますので、井戸のくみ上げと直接かかわりは余り関係性はないかなと、このように考えております。

次に、動力費の上昇理由について、お問い合わせにお答えさせていただきます。

動力費は、これは送水のときに係る電気代が主になっているのですけれども、電気の使用料につきましても、そのものはやはり減ってはいるのですけれども、電気の単価が上昇しているということで、結果的には動力費が上昇したという形に。済みません、総水量も、電気の使用料もふえているのですけれども、それよりも電気代の費用のほうがかなり高くなっておりますので、費用が上がっております。

○嶋野浩一朗委員長 柳瀬課長。

○柳瀬料金課長 では、料金課にかかわります2点のご質問について、お答えさせていただきます。

まず、質問番号8番、収納事務委託料の増額につきまして、お答えさせていただきます。

委員のご指摘のとおり、単価の改定ということもございしますが、大きな理由といたしましては、現在窓口収納業務につきましては、銀行の窓口での収納及びコンビニエンスストアでの窓口収納という形になっております。こちらにつきまして、銀行窓口収納よりもコンビニエンスストア収納のほうが増加しております、その割合がコンビニのほうが多くなっていると。コンビニのほうが事務手数料が高くなっておりますので、全体的に増額という形になっ

ております。

ちなみに、平成26年時点では銀行が30%、コンビニエンスストアが70%の収納でありましたが、平成30年度におきましては銀行が20%、コンビニエンスストアが80%ということで、約10%の増加という形になっております。

続きまして、営業外その他支出がかなり増額になっているという件でございますが、こちらの科目につきましては、基本的には漏水減免の還付に当てる科目となっております。通常でしたら漏水減免の還付につきましては、実際にお金をお返しするのではなくて、翌請求分と相殺という形が基本でございますが、平成30年度におきましては、地震の関係から、かなり大口の漏水が発生しておりまして、金額的に多額の還付が発生したということで、このような形の増額とさせていただきます。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 先ほどの説明を訂正させていただきます。

電力料の動力費につきましては、昨年度は支払いの関係上、11か月、平成29年度は3月分の支払いを平成30年度のほうに振りかえた形になっておりまして、昨年度だけは11か月で、平成30年度は12か月払っていますので、その分、金額がふえている、それと、あと電力量の単価が上がった、その辺の分になっております。訂正させていただきます。

○嶋野浩一郎委員長 平成30年度は12か月でいいのですか。

樫本課長。

○樫本水道施設課長 平成30年度は12か月です。平成29年度が11か月になっていますので、1か月ほど額が浮くとい

うことで、済みません、訂正します。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員。

○三好俊範委員 2回目、では質問させていただきます。

減価償却の考え方については、もう1点だけお伺いしたいのですけれども。

通常10年の減価償却等々で組んでいけば、10年たてば資産価値はゼロになるわけです。ただ、企業会計を行っていく上で使用しているものに関しては資産を残しておかないといけないので、先ほどは10%だったり、5%であったり、切りかえをされると言われていましたけれども、それは例えば、通常でいえば40年耐用年数でいけば40年たてばゼロになるわけで、どの時点で5%残しに変えていっているのか。企業会計は、上水道に関しては最初から減価償却を始めているということでしたので、50年たっているものであれば、40年の時点で1円とかで残すのだったら理解できるのですけれども、5%をどの時点で減価償却の計算方法を変えていっているのか、ちょっと教えていただきたいというのが1点です。

あと、上水道のほうは、流動負債の対照表を見ていても、下水道と比べれば、全然ましなのだというのが理解できます。この有形固定資産の資産価値がはっきり言って、そのまま後々改修しないといけない費用だと私は認識していたのですけれども、そうやって有形固定資産を延ばすことによって、見えない改修が必要になってくるのではないかなという見方をしないといけないのではないかなと思ってきまして、例えば、建築物であると120億円資産がある中で、55億円については減価償却が終わっていると。なので、あと65億円を用意すればいいという発想かなと思って

いたのですが、今の10年オーバーしているものとかを入れていくと、もっともっと構造物に対して用意しないといけないお金が多くなるのではないかと思います。そのあたりについての見解を教えてくださいなと思います。

続きまして、自己水に関してです。

構成比が下がった理由に関しては、やはり太中浄水場のくみ上げが、今、芳しくない、長期的に利用していくためには収水量を減らしていかないといけないと思われているのかなと思いました。

そうなってくると、今後どんどん、大阪広域水道企業団から買わないといけない水がふえていくのかなと思っておりますけれども。現段階でわかる範囲で教えていただきたいのですが、構成比というのは最終的にどの辺ぐらいまで考えていらっしゃるのか教えてくださいなと思います。

給水原価につきましては理解できました。

これもなぜ上がったかといったら、固定資産の年数が過ぎていた分が一気にどんと来た分があったからという答弁があったと思うのですが、理解はしました。

これについては以上です。

続きまして、こちらの決算概要のほうから聞かせていただきます。

通信運搬費については、使用頻度が上がったということで一定の理解はいたしました。これについては、もう結構です。

補償金につきましても、大阪ガスへの補償をしないといけなかったと。今まで補償する機会がなかったからゼロで上がっていたというので、これに関しても理解いたしました。

車両運搬具に関しても、掘削機を1台買われたと。前回の分に関しては廃棄された

のか、その耐用年数はどこまで行っていたのか、それも先ほどの絡みではありますけれども、教えていただければなと思います。

続きまして、太中浄水場の修繕費につきましてです。

給水の量とは、おおむね関係はないが、修繕費自体は上がってきているということでした。これについても、毎年毎年、修繕費というのは上げていращやると思うのですが、予測になります。またこれも上がってくる方向で考えていращやるのか、そのあたり、お願いします。

動力費につきましては、平成29年度に関しては11か月と、平成30年度に関しては12か月分なので費用が上がったという説明を受けて、プラスアルファ、関西電力の電気代の単価も上がっているということで、一定理解いたしました。

これに関しては、節電をできる箇所があるのかどうかはわからないのですが、何かそういう努力はされているのか、教えてくださいな。

続きまして、172ページです。

コンビニの収納の委託料についてお聞きしました分です。単価も高くなっていると、そして、割合もふえてきているということでした。

クレジットカードの決済についてちょっと聞かせていただいたことがあるんです。摂津市というのは、2か月に一回水道料金の徴収をされていますけれども、市によっては1か月に一回徴収しているところがあると。やはり銀行口座引き落としにしてると、電気代は毎月のことですからやりませんが、水道料金は2か月に一回だちょっと忘れてしまうことがあるという話

をさせてもらって、コンビニも便利なんですけど、クレジットカードで登録さえしておけば未収率も下がりますし、一旦カード会社が払ってくれるものなので、払い忘れというのが減るんじゃないかという話させてもらったときに、コスト面でカード会社へ払う手数料が高いという返答をいただいたわけです。

そこに関して検討はしていただくという話をされていたんですけども、その後、どういう考え方になっているのか。教えていただきたい。

市によれば、クレジットカード決済にする、選択をすればそれに対する手数料を利用者負担にしているところなどもあるというのを聞いています。そういった選択肢。今、増税しまして、8%から10%になりまして、キャッシュレスをしたら2%バックとか、政府の施策としてやってる中で、摂津市としては改めましてどのような考えなのか。同じことを2年ぐらい聞いてると思うんですけど、ちょっと改めまして教えていただきたいです。

それに伴い、追加でこれに関してなんですけど、催促されると思うんです。未収の分に関しては、委託をされて、電話等々で支払いの催促をされるということなんですけども、今はどれぐらいの件数があるのかというのと、払いたくても払えないのではなくて、ただ単に支払いを失念していたというような件数というのはどれぐらいあるのか。

正直、それをするだけでも市としては損害なわけで、電話をかける人を用意しないといけない、電話代を使わないといけないという損害なわけですし、そういう人たちがどれぐらいいるのか、ちょっと改めて教えてもらいたいなと思います。

その他の雑支出に関しては、漏水減免の還付に関してっていうことだったので、地震のときのものです、規模が大きいということで、ある程度理解いたしました。

2回目、以上です。

○嶋野浩一朗委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員の質問に、2回目のご質問にお答えさせていただきます。

一つ目の減価償却費でございます。10年間で資産というか、10年たつと価値がゼロではないかとお話だったと思うんですけども、固定資産につきまして、価値というか、その部分につきまして機能というところで減少をしていくという期間の中では、価値はゼロという内容がございましたが、価値というか、どの時点までか、例えば10年間の価値というのか、耐用年数がございました10年目まで減価償却して、残り10%、例えば100万円のものでしたら10万円を残して、そこはもう処分するまで残していくと、90万円までは減価償却をして、残りの10万円を除却費として残しております。価値として、そこを残してというところで考えております。

それと、減価償却費済みの分でございますが委員がおっしゃるとおり、今、有形・無形固定資産は、202億8000万円、その部分では、例えば構築物でいきますと120億3000万円、この中で減価償却費済みの減価償却費の累計額55億1000万円、価値としては65億1715万円ところでございます。

ここの分につきましては、委員がご指摘のとおり、もともとの購入価格でございます。例えば、この令和元年でございますけども、30年前の平成元年のときの価値で

この減価償却を決められておりますので、その部分でも物価の変動というか。ただいま減価償却費としては水道事業においては26億円あります。平成30年度決算ではこの26億円でこの分を対処をしていく過程で、その中では収支の増減をしながら、毎年ためながらというようなところでございます。

ただ、平成30年度におきましては、増加分と減少分がございました。増加分がふえていますので、減価償却費は増加しているところでございますけれども、ただ、全体的には一斉に更新ということは難しいかと思うんですけれども、減価償却費を使用しながら、更新を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 榎本課長。

○榎本水道施設課長 では、三好委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、自己水の減少について、減少の傾向から、今後の構成比がどうなるかということにはなるんですけれども、私どものほうで考えているのは、一応、日常ほぼ6,800トン程度ではいけるのではなかろうか。その量であれば長期的には使えるのでなかろうかなという予想はしております。

現在、日常ですけど、7,900立方メートルになっております。

ですので、その分、少しずつ下げていって、長寿命はさせていきたいと思っはいるところなんですけれども、能力的な問題から考えているところなんです。全体の水道の使用量につきましても、現在、減少傾向にはなっておりますので、その比率という面では、現在の比率から若干、自己水の

比率は下がる程度でおさまっていくのではなかろうかなと、能力的な面からいきますと、そういうように予想しているところでございます。

続いて、運搬具のローターについてなんですが、これは平成9年ごろに購入しております。ですので、もう20年以上経過しております。かなり老朽化しております。

ですので、実作業におきましても、支障が起きかねない状態になっておりましたもんですので、購入させていただいたと、そのような理由になっております。

次に、修繕費の予測についてというご質問についてお答えさせていただきます。

修繕費につきましては、大体、決算、ここ数年見てますと4,000万円を超えた状態になっております。やはり更新、修繕になりますと、やはり機械もだんだん古くなってきておりますし、更新すると、それぞれの部品自身が高くなってきております。ですので、この金額がこれ以上下がるということは考えにくいなど、このように考えているところでございます。

続いて、電気の使用量についてのご質問についてお答えさせていただきます。

やはり電気、できるだけ無駄遣いしたくないようにということで、運転のほう、例えば送水に見合った小型のポンプを運転を長くするとか。そういう形で工夫はさせていただきます。

また、ポンプの購入のときには節電型のポンプを購入したりということで、機械の製品と、それから運転の工夫によって、電気の使用量については、できるだけ少なくしていこうと考えているところでございます。

一応、参考にですけども、私どものほう、過去5年ほど配水量の1トン当たりどれ

ぐらい電気を使っているかというのは計算しております。平成25年から平成30年にかけて右肩下がりで下がっております。その分、努力をして運転のほうをやっております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 柳瀬課長。

○柳瀬料金課長 それでは、クレジットカード決済等の収納方法につきまして、どういう検討をしたのかということでございます。

この4月以降、他市等を調査いたしまして、クレジットカード決済、キャッシュレスを含めた決済方法につきまして調査、またヒアリング等をさせていただきました。

クレジットカード決済につきましては、委員がおっしゃられましたとおり、手数料を上乗せした形での徴収という部分もございしますが、基本的には市側で手数料をもって納付していただくという形が主であったかと思われま

す。現在、そのクレジットカード収納につきましては、いわゆるヤフー公金収納というところを使われているところが、ほとんどでございます。

こちらヤフー公金収納でございますが、これはちょっとヤフー側の事情によりまして、現在、新規受付は停止している状態でございます。各市ともそちらが再開されるのを、ちょっと待っているという状態になっておりまして、クレジットカード収納につきましては、ちょっと停滞ぎみだと認識しております。

さらに、大阪市と島本町につきましては、新聞の報道でもございましたとおり、いわゆるラインペイ収納というものを実施をされておられます。こちらキャッシュレス決済でございますが、メリットといたしま

しては、従来の納付書のバーコードをご自宅等で読み取ってラインペイで支払うという形で、外出が困難であるとか障害を持たれている方で、なかなか窓口に来れないという方に対する収納方法の一つとして今後導入が進むのではないかと想定しております。

いずれにいたしましても、こちら収納代行業者と、システムのほうの絡みというのがございまして、すぐに導入というのはちょっと難しいのかなと考えておりますが、今後、恐らく水道料金システムの見直し等がございます。それに合わせて、そういった多種多様な収納方法について導入していきたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、督・催促の件数等でございます。済みません。ちょっと私のほうで正確な数字というのはちょっと把握しておらないのですが、数字のほうは、今ちょっと調べまして、また、後ほどお伝えさせていただきますように思います。

最終的には、督・催促でお気づきいただいておりますが、最終的にはそういったことでもお支払いいただかない場合は、最終的には給水停止ということをさせていただくことになっております。

平成30年度につきましては、255件給水停止を実施しております。お支払いいただかない場合もあるんですけども、最終的にはお支払いいただくことになりました。現在、平成30年度の調定につきましては、収納率99.5%ということで、高い数字でお納めいただいている状況でございます。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 正確な数字を把握して

いないのは、ちょっとおかしいと思いますけど。これ決算で質疑応答してるときに、きちっとした数字を出すというのは当然の話です。それを把握していないというのは、ちょっと疑問を感じるんですけど、どうですか。

○嶋野浩一朗委員長 これ以外のところで再度質問していただいて、もう一度、三好委員の質問の終わった後に、報告いただきますように、よろしく願いいたします。

それでは、三好委員。

○三好俊範委員 この貸借対照表について、例えば管路でありますとか、先ほどの車もそうです。車なんかは恐らく10年ぐらいで減価償却が済むと思うんですけど、プラス10年、それは努力して使っていたから、全然構わない。むしろ喜ばしいことなんですけど。

末永参事に言ってもらったとおり、当時100万円で買ったものが、20年後使えなくなったら、また100万円要ります。100万円で買い直さないといけないですよという話なんですけど。ある程度理解はできているんですけども、そういう耐用年数を超えている管路とかが、どれぐらいの割合であるのか教えていただけたらなと思います。この質問は以上です。

続きまして、自己水に関してです。太中の水を飲める機会が減るのかなと。今もまぜたりとか、努力されていると聞いてますけども、思ったよりもやはりさっきから何回も言いますが、減るのだなと。

大阪広域企業水道企業団から買う単価が減ったと話がありましたけども、結局のところ買う量が上がってますんで、金額的にはふえてるところであります。お話を聞くまでは修理さえすればもうちょっともとに戻らんかなとは思っていたんですけど

ど、思ったよりも減るんだなと。7,900トンから6,800トンに減る見通しだということなんですけども、これは自然のもんなので、ある程度は仕方がないかなとは思いますが、また、これは今後聞いていきますけど、不安材料がふえたなという印象です。この質問に関しては、特にありませんので、これぐらいにしておきます。

続きまして、車両の掘削機の購入です。耐用年数の20年使われた分を購入されたということで、こちらについても理解いたしました。通常の減価償却を超えたところまで使われたということなので、これに関しては大丈夫です。

修繕費に関しても、単価自体は減っているということなので努力をしていただいているんだなと。

ただ、経営状態的には厳しいものがあるので、ちょっといろいろ考えていかないといけないなとは思いますが、これもとりあえずは、一旦これぐらいにしておきます。

収納について、キャッシュレスの部分だけ話させてもらいます。電子マネー等のキャッシュレス決済はやっぱり便利なんです。先ほどおっしゃられたとおり、家から外出できない人でも、自分で確認して支払うことができる。やはり最近ちょっと高齢者向けの、そういったやり方を教えるようなサービスとかも生まれてきてるみたいですし、そこに関しては、やはり、もうちょっと具体的に早急に進めていただきたいなと。

利用者の支払い方が、多種多様になってきてますんで、そのあたりちょっと真剣に考えていただきたいです。クレジットカード払いに対応して、手数料を利用者の費用負担にして導入したとしても、クレジットカード会社からポイント還元があったり

しますので、時代に沿ったやり方を考えて  
いていただきたいなと思います。

○嶋野浩一郎委員長 柳瀬課長。

○柳瀬料金課長 ちょっと用意できてお  
りませんで、申しわけございませんでした。

平成30年度の、まず督促です。納期ま  
でにお支払いいただかなかった利用者  
の方に対して送る督促状でございますが7,  
932件、それでお支払いいただくん  
ですけども、ほとんどの方は。それでもお支  
払いいただかない場合につきまして、給  
水停止予告というものを送ります。そ  
っちにつきましては2,801件となっ  
ております。

給水停止予告につきましてもお支  
払いいただかない場合、連絡がない  
場合につきましては、実際に給水停  
止ということをしていただいております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員から  
のご質問にお答えさせていただきます。

耐用年数の部分でございますが、耐  
用年数は、管路で申しますと、水道  
事業のほうで、水道管でございます  
が、水道管路におきましては、経  
年劣化率は41%でございます。

この中にも、ここ最近、大体30%  
ぐらいを推移していたんですが、耐  
用年数として過去は鳥飼地区で  
大きな区画整理がありまして、  
それから40年たっているところ  
で、その分が順次増加してきてい  
るところでございます。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員。

○三好俊範委員 経年劣化率が41%  
ですんで、やはりちょっと数的には、  
結構な部分なんだなと改めて思  
います。水道料金も上げないとい  
けないという経営戦略をいただきました。  
実際、企業会計を見る限

りでは、仕方がないのかなという  
のが、私の意見なんですけど。

ただ今後、計画外に水道管が破  
裂したりとか、突発の対応にお  
いては、費用的にもそうなんです  
けど、かなり厳しくなってしまう  
んですけど、私もちょうと頭を悩  
ませてるんですけど、できるだけ  
後回しにせずに、延命ではなく  
て、次の世代に託すことので  
きる対応を、ちょっとお願いし  
ておきたいなと、意見申し上げ  
まして質問を終わります。

続きまして、督促について、督  
促状を送られるだけということ  
ですけども、郵送費等々、これ  
もまたかかってくると思うん  
ですけど、7,932件督促状を  
送られていると。

水道なんで、命にかかわる問  
題で、とめるのは、なかなか  
いよく聞きますけども、給水  
停止予告を送らないといけ  
ないという人が2,801件とい  
うことでした。5,000件以上  
が、督促状を送れば、すぐ  
に払ってくれているという  
認識だと思います。

さっき言いました支払い忘れ  
のパターンが結構多いと思  
うんです。

なので、先ほども申し上げ  
ましたけども、クレジットカード  
決済にすれば、カード会社  
が最初に払ってくれますから、  
とりあえずは本市の収入とし  
ては入ってきますし、この  
5,000通分の無駄だったか  
もしれない督促状を削減でき  
るかもしれない。その費用  
対効果もちょうと考えてい  
ただいて、システムを組み直  
さないといけないというの  
があるとは思いますが。ここ  
に関しての人件費であります  
とか、費用負担の分、やは  
り削減できる可能性はあり  
ますし、利用者にとっても  
便利になる可能性がること  
なので、これについては、  
利用者に対し

ても、こちら事業者側に対しても両得なのかなと思いますので、引き続き検討し、早期導入を要望して質問を終わりたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員の質問は終わりました。

他にございますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、数件ですが質問させていただきます。

三好委員のほうでも聞いていてダブるところがありますので、割愛しながらお聞きをしていきたいと思いますが、重なる部分は多々あるかと思しますので、よろしくお願いします。

まず最初に、水道料金のことについてお聞きします。

これは、上下水道ビジョンも示された中でも、いろいろな議論があり、パブリックコメントもたくさん寄せられています。議場でも山口部長からシミュレーションということで、水道の中身を市民の皆さんに知っていただきたいと、実情を見ていただく中で、シミュレーションとしてはこういった4年後の25%の料金改定ということが示されたというようなご答弁をいただいております。今後いろいろダウンサイジング、ステップダウン、いろいろなことを努力もしていただきながら、値上げありきということではないということだと理解をしているわけです。

上水道、下水道どちらにしましても更新費用が、これからかさんでいくことは明らかでありますし、当然、人口減少であったり、節水機器等の普及などによって、水道収入はなかなかふえていかないというご説明というのは、もうそのとおりだなと思

いますので、やはり一緒に我々も考えていきながら、市民の皆さんに中身をしっかりと見ていただいて、透明性を明らかにしながら、同時に国のほうにも補助を求めていくという取り組みを、私も考えていきたいなとは思っております。

最初に、いろいろ能書きを言ってしまいましたんですけども、料金につきましては、ちょっとお聞きしたいと思います。

これは、いつも何度も取り上げて、大変恐縮ですけども、水道料金について、水道ビジョンの中の各市の10立方メートルと20立方メートルの使用に対して1か月の水道料金の棒グラフが載っておりますので、何度も繰り返しますけども、摂津市の20立方の水道料金の1か月では、大阪府内43市町村の中では22番目と、大体中位に位置をして、北摂7市に限りますと、2番目の高さだということです。

我々は、よく市民の皆さんと一緒に声を上げる場合、下水道料金等を含めると、北摂7市でも一番高いということで指摘をしながら、市民生活を守るということで、声を上げているわけです。平成29年度の末の数字が水道ビジョンの中では示されておりますので、平成30年度について、他市との比較です。摂津市は水道料金を平成30年度改定はされておられなかったと思いますので、他市が値上げ、もしくは値下げされているということがあるかと思えます。その辺の順位がどのぐらいの位置にランクされているのか。お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、先ほども質問・答弁があったかと思いますが、給水原価、供給単価のことです。

平成30年度を見ますと、給水原価が供給単価を14円42銭上回っているとい

うことで、その分、単純に考えると水道を売れば売るほど赤字が膨らんでいくということになっているかと思えます。

平成29年度は黒字だったと思うんですけども、赤字の原因と、その不足部分をどう補てんされるのか。基本的なことでありまして、お聞かせください。

それから、有効有収水量、有収率のことです。全体的に総排水量が、今回増加しているんです。給水人口等もふえてきているのかなと思いますが、総配水量がわずかに増加している中で、有効有収水量というのは下がっている。

しかも、こちらの意見書を見ますと、22年間連続で有効有収水量というのは下がっているというご説明が記されています。

総配水量の増加は、大口需要家が地下水くみ上げ等やって、減る一方で一定マンション開発等もあってふえていっている部分があるのかなと理解できるんですが、有効有収水量の減っている原因について、改めてお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、同時に聞きたいのは、不明水です。不明水についても、こちらの事業年報のほうでちょっと見ますと、不明水が平成27年以降ずっと増加をしていて、平成30年度は平成29年度と比較しても、約8万立方メートル、19%増ということになっています。どこかへ行ってしまって、水道料金が入ってこないというものが約50万立方メートルということになっているわけです。前年と比べても5倍ほどになっているわけですので、その増加の原因についても合わせてお聞かせください。

それから、今、三好委員からもお話がありました水道料金の支払いの件でござい

ます。

水道料金だけでなく、公共料金であったり、保険料であったり、税金など、市民の負担がふえてきています。

一方で収入というのは、一部の方を除いてふえていない。逆に減っているという状況の下で、先ほどのお話では失念して支払いのできない方がたくさんいらっしゃると思いますが、一方で、やはり深刻な経済状況の下で払いたくても払えないという方もいらっしゃるかと思います。

改めて、先ほど約7,932件督促を出されて、給水停止予告2,801件ということではありますが、給水停止に至った件数も、ちょっと一緒に、この間の経過とともに教えていただきたいのと、督促を出されるタイミングについてです。どの時点で出されるのかということ、ちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、これもこれまでの議論でもいろんな委員が取り上げられたかと思いますが、水道の職員の年齢構成であるとか、勤続年数、別の構成が事業年報の最初のほうに載っております。

やはり水道事業というのは、専門性の非常に高いものでありますので、職員の経験、専門性の向上等が非常に求められていると思えます。

改めて、この間、水道職員の年齢別及び勤務年数別の構成等、ちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、危機管理にかかわって、少しお聞きしたいと思えます。

平成30年度というのは大阪北部地震、それから台風21号によって、摂津市内でも大きな被害が起きました。停電もあり、ガスもとまったりして不自由な生活を数日間余儀なくされたという中で停電によ

って断水する地域、漏水による被害もあったかと思しますので、初めに昨年のこの災害時の水道にかかわる被害状況について、ご報告をいただきたいと思います。

1 回目は、以上です。

○嶋野浩一郎委員長 答弁をお願いいたします。

末永部参事。

○末永上下水道部参事 安藤委員のご質問にお答えさせていただきます。

1 番目に質問をいただきました水道料金の他市の比較でございます。

この大阪地域と申しますか。先ほど委員がおっしゃるとおり、府域全体で申しますと43団体中22番目と。この間の移動でございますが、吹田市が値上げをされたが私どもの水道料金よりは安価であるというところでいいますと、北摂地域の中で申しますと、その順位的には、現状変わっていないところでございます。

それと、2番目にご質問いただきました供給単価、給水原価の関係でございます。安藤委員がおっしゃるとおり、本年度は、供給単価よりも原価のほうが上回っていると、売れば売るほどというお話もございましたが、ことしは先ほども委員の質問の中でもお話しさせていただきましたが、除却費がことしに限っては大きかったというところであります。

ただ、14ページの損益計算書のほうにも記載させていただいておるところでございますが、給水原価、供給単価の逆転に伴いまして、営業利益はマイナスになっているかと思いますが、ただ、営業外等々、経常利益は、今のところプラスで、当然、純利益も8,000万円ほど上がっておる状態の中では、来年以降、今の想定の中では、供給単価のほうが多少なりとも上回る

ような状態を確保していけるというところでございます。

それと、年齢構成のほうでございますが、以前から水道事業の人員について、年齢構成、高齢化しているというところでございますが、年齢構成につきましては、前回の予算書の中でも50歳を超過しているというお話もさせていただきました。

ただ、この年齢構成につきましても、50歳から54歳の部分で38名とか、高齢化していると。将来的には、職員の育成も含めまして、約6年後には、約半分の職員が退職する、定年退職する形にはなってくるかと思います。

ただ、ことし人事課のほうにも協力いただきながら、この4月には新規採用職員、この10月にも新規採用職員の技術者と配属していただきまして、幾らかの年齢、平均年齢のほう下がってきたのかなという流れも、大方の人間が50歳を超えているという中で、危惧していかなければならないというところの中では、下水道事業の職員は若年層もおりますので、その辺の人事交流をしながら、事業のほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。

それと、最後の危機管理、前回の地震時の被害という状況でございますが、以前にも大阪北部地震でいろいろございまして、この中で、浄水場の施設とかいうところでは、被害は発生しております。

その中で、被害状況でございますが、太中浄水場の流入管管路の空気弁の漏水、宅内のほうにつきましては、地震において市民の皆様から漏水等々の修繕という形で発生しております。件数的には、他市に比べましては大きな管路漏水というか、その辺はございませんでしたが、ただ、濁り水

が発生したというのは、地震によるものであるかと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 榎本課長。

○榎本水道施設課長 では、安藤委員のご質問で、水道施設課に関することについてお答えさせていただきます。

まず、有収率の低下の原因ということについてのご質問についてお答えさせていただきます。

有収率につきまして、平成27年度は94.3%でありまして、それからずっと低下傾向になっています。去年はちょっと91.5%と、かなり低い値にはなったんですけども、去年は地震によりまして、減免水量というものが、約8万3,000トンほどありました。これが私どもとしましては、使われていましたら、若干この数字が、もう少し上がっていったのではなかろうかなと、そのようには思っています。

次の不明水対策のご質問等に連動はするんですけども、やはり不明水が多いからこそ有収率が下がっているということもありますので、私どもは、やはり毎月ですけども、各送水施設のほうからの配水量につきましては、前年度と比較をして、違いがないか会議は、毎月課内で行っております。

その中で、一例で挙げさせていただきますと、去年に、千里丘送水所の送水量がちょっと数字が高いなと、一昨年と比べて、昨年度は高いなという結果になりました。千里丘送水所の区域の中で漏水探知の調査を重点的にやらせていただきました。

千里丘送水区域、JR以北の範囲とはいえ、配水管かなり多くありますので、調査を調べてすぐに漏水箇所が見つかるとい

うものではなかったんです。結果的に、おかしいと、7月ぐらいにわかりまして、見つけたのが1月の末になっております。

そのときの流量につきまして、想定なんですけども、その10か月間でやはり5万トンぐらい流れていたのではなかろうかなと、これはあくまで流量計があるわけではございませんので流量のデータから推定した中では、その辺ぐらいは少なくとも流れていたであろう。そういう形を考えますと、不明水のほうも、委員がご指摘の分も50万トンから5万トン減らしても、まだ多いのは十分承知はしておるんですけども、この辺の問題意識をかなり持ちながら作業はさせていただいております。不明水を見つけるには、原因の場所を見つけないといけないということになりますので、なかなか一朝一夕に見つけることはできませんけれども、このような作業は、ここ2年続けております。なかなか効果が出てこないんですけども、その辺の私どもの努力のほうはご理解していただきたい。このように思っております。

以上です。

それから、もう一つ、危機管理につきましては、今、末永参事が話させてもらったとおりです。施設の中について、一部破損しました。送水につきましては、地震も、台風の時も水を流すことだけはとめずにやれたと、そのようにできたと思っております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 柳瀬課長。

○柳瀬料金課長 それでは、料金課にかかわりますご質問についてお答えさせていただきます。

まず、払いたくても払えないご利用者の皆様について給水停止に至るまで、どうい

うことなのかというご質問でございます。

やはり中には病気をされて、収入がないなどの理由からお支払いが困難な方というのは、実際におられます。そういった方につきましては、ご相談いただきましたら、停水するのではなく、分割等の納付相談をお受けして、長期的視点から無理なくお支払いできるような形というものを、ご案内、ご相談させていただいております。

また、そういったことが長期化するようであれば、福祉部門と連携させていただきまして、市の福祉的サービスのご紹介をするなど、ご負担のない形で継続的にお支払いいただける形で対応しております。

そういった中で、こちらからお問い合わせしたとしても、ご連絡がない。全くコンタクトができない方につきましては、一旦給水停止をさせていただきまして、窓口に来られた際に、今後の納付相談というものをさせていただくという形で、一度閉めて、再開栓をしたものが、昨年度255件となっております。

また、次のご質問でございますが、督促のタイミングでございます。本市につきましては、検針が2か月ごとの検針となっております。その2か月ごとに検針をいたしまして、料金が確定いたしまして、納付書等を送らせていただきますが、その納期限が到来してお支払いいただかない場合に督促を送らせていただきます。

その次の2か月分の納付書が、さらにお支払いいただかない場合、4か月分滞納をした時点で給水停止予告ということを送らせていただいております。

大体的場合、先ほど申しあげましたように、その時点でお支払いいただけることが多いという状況となっております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

料金について、吹田市など一部引き上げはされたけども、ランク的には変わっていないという、吹田市はもともとの水道料金はかなり安いということもあるかもしれない。

この際、参考までにこの10月から消費税が10%に上がって、最初の検針は激変緩和で8%の形だけど、2回目の検針からは10%ということになるということで、上下水道含めて、その分の2ポイント上がっていくということですが、これは他市の状況等がもしわかっていたら、教えていただきたいなど。

それから、給水原価が供給単価を上回っている件については、一時的なものであるということで、いろんな経費もかさんでいたということです。今後また推移を見ていきたいと思っております。

それから、不明水です。有効有収水量につきましては理解をいたします。

特に、昨年度につきましては、減免水量1万トンがあったということでありましたと思いますが、これは不明水、8万トンです。

それが、特に特別な事情ではあるかと思いますが、有効有収水量がこの22年間ずっと下がり続けているということについてはどうなのか。

先ほども不明水とあわせてお話をいただいたんですが、やはり不明水がもう、逆に言えば上がり続けている。送水管やいろいろ施設の老朽化などが影響をしているのかなと思いますが、ちょっとその点の、その長期にわたって有効有収水量がずっと下がり続けているという問題について、

もう一度ちょっとご説明をいただきたい  
と思います。

それから不明水については、本当に難しい問題だと思いますが、今、ご説明いただいて、一定のめどを立てながら、粘り強く漏水箇所を見つけていただくという点では、本当に大変なことで、土の下に埋まっているものをわかるようにするというのは、なかなか困難なことなんだろうと思えますけれども、引き続き努力を続けていただきたいなと思えます。

漏水によって、今回、配水管、送水管の修繕について、事業年報のほうでも94ページにあります。給水装置等の修繕の件数が載っておりまして、送水管などのポリエチレン化とか、または仕切り弁とか、消火栓であるとか、いろいろなものが出ておりますが、昨年度と比べると合計の件数でいきますと130件ほどふえています。これはやっぱり漏水ともかかわっている修繕件数だと見ていいのか。ちょっとその辺の見方の問題をあわせまして、ビニール管とか、鉛管とか、ポリエチレン管ですとか、水道管、送水管等の修繕が多くなっております。

この点についても、その漏水のチェックの作業が、こういったところにあらわれているのか。

あと、その他の部分が278件と多く高い比率になっているんですけども、その辺はどういったものなのか。ちょっとこの差を教えていただけたらと思えます。

それと、水道料金の督促から給水停止予告の一連の流れについてご説明をいただきました。

水道料金というのは、先ほど三好委員からもお話ありましたように、生きていく上で、大事なもの、命にかかわるものという

ことで、水道料金の納付はもちろんしていただかないといけないことでもありますけれども、やはり命にかかわることですので、その停止と納付というのを連携するということについて、少しやはり疑問を感じる部分があるんです。

もちろん停止されるよということが来て、慌ててきてくれるという面もあるかと思えますけれども、本当に困ってしまっている、経済的に困窮を抱えているご家庭の場合、いろいろな書類が届いて、それをもうある意味、関心を持たなくなってしまっているようなケースも、我々のところに相談としては、幾つかあるわけです。

そういったところで水道がとまってしまった場合、そのお家に高齢者の方、病気の方を抱えている、もしくは、小さいお子さんを抱えている可能性もあります。そういったお子さん、高齢者がいらっしやるんだから、ちゃんとやってほしいという思いは、もちろんあるんですけども、しかしそういった弱者の方々に対して、命にかかわる問題を、督促状と給水停止予告という書面だけで進めてしまっているのか。停止するまでの間にお伺いをして、その家の実態をきちんと把握をするという作業はなされているのかどうなのか。その辺をちょっとお聞きしておきたいなと思えます。

水道法というのは、プロの皆さんにご説明するのもはばかれますが、憲法第25条の生存権の保障を具現化している法律だと思うんです。

一方で、公営企業法の中には、やはり地方公営企業として企業の経済性というものをもきちんと発揮していくんだということです。効率的な経営と、それから憲法で保障されている生存権の両方を両立させながら進めていくというのは、非常に事業

をする上では難しい判断を迫られるケースがたくさんあるかと思いますが、やはり基本は、生存権保障というところの上に立った効率的な経営だと思しますので、給水停止と納付という部分については、一定きちんと分けた上で、納付相談を求めていくということに、私は見直す必要があるんじゃないかと思えます。

国民健康保険、かつて納付と保険証の給付をセットにして、窓口に来たら保険料を請求されるので、怖くて来れないという方がいらっしやって、そういったお宅に保険証が出されない。病気になっても病院にいけない。命にかかわるということで納付と、それから保険証の交付は別問題として粘り強くいろいろな活動もやっておられます。

水道は、まさに、その性格を持っているものだと思うんですけど、その点のちょっと考え方、見解をお聞かせをいただきたいと、このように思います。

職員年齢構成です。50歳以上の職員の方が非常に多くなっている中で、今年度二人新採の方が入られたというのは、ありがたいことだなと思えます。

勤続年数も、比較的10年以上、20年以上の方もたくさんいらっしやるということで、あとは、その若い人たちにどう技術の継承をやっていくのか。

また、水道の職場に入られた人たちが、やりがいを持って働いていくことができるかという環境づくりも、非常に重要だと思います。

私は、今、大阪広域水道企業団の議会のほうにいておまして、特に大阪府南部の自治体であれば、設備の更新費用と、技術者不足によって、事業統合を決断されていく自治体がふえています。

水道ビジョンの中に摂津市との類似団体として出されている一つとして、四條畷市もありますが、その四條畷市も自己水を持ちながら、事業統合の選択をされました。

摂津市はこの間、いろいろ聞いていると、当面そういった事業統合については考えておられないということではありますが、人手もいなくなった、技術者がいなくなったという段階で、事業統合されてという道を選ぶのでしょうか。やはり摂津市として自立して、摂津市の地域で水道管がどこにあるのか、どこの弁を閉めれば漏水とか、水道をとめることができるのか、いろいろな技術とノウハウを持った人をたくさん育てていく。そうすれば、仮に事業統合したとしても、摂津市の地域のことをよく知っている人をたくさん確保することができるわけで、そういった人材育成、人事政策については、きっちりと求めていっていただきたいなと思えます。今後のそういった人材育成についての展望について、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、危機管理、災害対策です。太中浄水場の中での設備の支障というのはあったかと思えますが、漏水もいろんなところであったけども、送水はとめずにできたということで、大きな被害を受けて、長い間、水道が来ない、電気もつかないという、本当に苦勞されている方がいらっしやる中で、昨年については、最小限に抑えられたのかなとは思えます。

同時に、停電することによって、マンションではポンプのくみ上げが必要になってきますから、停電が直るまでは水道が出なかったという問題はあったかと思うんです。

そういった停電によって断水になった世帯というのは、どのぐらいあったかのか

というのは、把握しておられるのか。その辺のことについて、もしわかれば教えていただきたいと思います。

それから、上下水道ビジョンの中にもあります危機管理体制を強めていくというお話がありました。書いてあるんですけども、迅速な復旧のために水道事業危機管理計画を作成して、応急給水、応急復旧の体制及び各施設の操作手順を整理していると書かれています。

この危機管理計画はどういったものなのか。公にされているのか。もしくは、それがまた昨年の災害の対応を受けて、見直しを図られていくのか。

それから、給水車も危機管理の中に紹介をされているんですが、摂津市には1台しかありません。給水車の発動についても、全市的に断水が起きたときに、これだけいってしまえば不公平になるということで、発動できなかったというケースも聞いております。

給水車1台しかなかったら、結局どこにもいけないということになってしまうんじゃないかなど。ちょっと疑問を感じながら、昨年いろいろ相談を受けたりしてたわけですけども、給水車についての運用をどういうふうにしていこうとされているのか。

また、マンションなどであります。水道管から直接ひっぱってきて、応急給水栓というものが、いろいろなところにあるとお聞きしています。

昨年も一般質問で我が党の議員も質問しましたが、改めて、応急給水栓についてどのぐらいあって、それは今後の災害時にどのように活用できるのか。活用する予定があるのか。ちょっと聞かせてください。

○嶋野浩一朗委員長 暫時休憩いたします。

(午後3時 6分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開します。

柳瀬課長。

○柳瀬料金課長 それでは、消費税に関する経過措置につきましてのご質問についてご答弁させていただきます。

消費税は10月1日から施行、10%に引き上げられましたが、10月1日をまたいだ形での期間での使用料、例えば電気、ガス、水道、電話等の料金につきましては国税庁のほうから、この経過措置につきまして詳細な指導、指示が来ております。さらに、こちらにつきましては必ず適用するようという通知がございますので、他市におきましても全く同様の経過措置を行っているものと考えております。

続きまして、支払いが困難な利用者様につきましての料金の収納等につきましてのご質問でございます。

私どもといたしましても、水道につきましては命を守るインフラの行政としての側面及び公平、公正な料金で水を供給させていただきますという企業的な側面、こちらの2面性があると考えております。

こちらにつきましてはどちらがよい、どちらが悪いということではなく、バランス感覚を持って対応していくことが重要だと考えております。

先ほどから申し上げておりますとおり、給水停止を予告いたしました後、何もアクションがなければ給水停止ということになっておりますが、これは一律に行うものではございません。その給水停止となる方の、例えば家族構成でありますとか、過去の納付状況、これまでの交渉の結果、そち

らが全て履歴として残っておりまして、そちらをもとにどういった形で徴収を進めるのがいいかということ判断した上で行っております。中にはちょっと忘れてしまってるので、一旦停止して、今後は停止しないように気をつけてくださいという方もおられれば、本当にしんどい方がおられる場合につきましては停水にせず分割で長期間でお支払いいただくという形で、ケース・バイ・ケースで対応を行っており、その利用者の方々それぞれに対して適切な収納方法というのを計算し、無理のない収納を行っていただけるように努力しているところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 安藤委員からのご質問にお答えいたします。

大阪広域水道企業団というか、摂津市水道事業の今後の人事政策についてでございますが、その部分につきましては、先ほど大阪広域水道企業団の話もございましたが、大阪広域水道企業団のほうに、四條畷市、太子町、千早赤阪村、3事業体、最近で言いますと、泉南市、阪南市、豊能町等の6団体も統合されている状態です。その中でやっぱり安藤委員がおっしゃるとおり、技術継承、団塊の世代の方の退職の技術継承ができてなかった市においては大阪広域水道企業団は今、維持管理がされているとはお聞きしているところでございますが、摂津市におきましては人事的にも団塊の世代から幾らかの職員を継承する体制をとっていただきましたので、現在技術継承できる状態ではあるかと思えます。ただ、今後退職者もふえる中では技術継承をしながら、今いる職員、これからの職員も含めまして、摂津市の水道事業に

関して、たとえ広域化になりましても摂津市は摂津市で守れる体制をつくってまいりたいと考えております。

それと、危機管理対策でございますが、上位計画というか、摂津市地域防災計画のございます。この中で、摂津市水道事業につきましてはその実施計画というか、実際にどういう訓練をしていくかとか、こういうときにはどういうふうにするかというのは、職員はこういうふう動く計画は独自につくらせていただいております。この部分については職員、日ごろの訓練というか、給水車の運転訓練とか断水器の挿入訓練とかいうことを日々やらせていただいているんですが、その辺も熊本地震や大阪北部地震や、そしてまた台風21号の被害状況を検証しながら、マニュアルの見直しをしながら行っているところでございます。

それと、応急給水栓についてでございますが、応急給水栓のほうは毎年費用がかかりますので、毎年2基ずつ買っていたところでございますが、平成30年度の大阪北部地震を踏まえまして、目標を14台、各小学校にいざというときでございますが、災害時に備えて設置できるように14台という形で計画しておりましたが、この平成31年度、予算で組ませていただきながらも、現在7台を購入し、計画の14台を確保することができたところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 有収率が下がり続けるときの長期的な視線ということについてお答えさせていただきます。

有収率、ここ数年ずっと右肩下がりでご

しさせていただいたとおり、去年は地震がございまして、地震があったときの減免水量の分ですね、この減免水量を勝手な計算にはなるんですけども、この分がもともと使われてたとすれば、92.9%にはなっています。それでもまだ下がってはおりたんですけども、下がり方が、今の数字上ほどではないのかなと。今そのようには考えております。

ただ、下がり続けることについては変わりはございませんので、どういう形で考えているのかということにつきましては、やはりふだんから有収水量については、速やかに把握して、私どものほうは総水量についてはすぐに把握ができておりますので、それとの見比べの中で割合を考え、原因を探ることを常にやっていくべきことだろうと思っております。ただ、ここ数年、大口需要者の利用が減ってる状況でありますので、例年と同じ分だけ有収水量が必ずしもあるということではなかったものですので、なかなか有収率との割合が例年と同じかどうかというのがなかなか把握できなかったというところがございます。ですので、そういう難しい時期があったなかで、ここ三、四年は低下してるっていうことになっています。

ただ、それでも有収率はかなり低い90%の前半になってますので、やはりこれを上げていかないといけないということから、先ほどもお話しさせていただいたとおり、漏水調査をやっていくことと、あとは漏水が発生した履歴が多い場所の配水管の布設工事をやりかえるというこの2点で進めて、有収率を上げていく方向をやっていかないといけないと今考えているところでございます。

それから、修繕の件についてお話しさせ

ていただきます。

修繕の件につきましてですが、これ給水装置修繕などの件数ということになっております。事業者側が持っている財産として管理している部分は配水管までになっておりますので、給水管につきましてはメーターの管理は事業者側が行うことになっておりますが、財産としては個人の財産になっております。ですので、こういう修繕の問い合わせなどが私どものほうに来ます。問い合わせがありまして、実際問題漏水ではないということが、このその他の件数の中に含まれております。あとにつきましては問い合わせ通報がございまして修繕をしたものです。この分につきましてはなかなか漏水調査で調べることができません。音で調べるようになっておりますのが、小さい口径の管では漏水探査で見つけるのはかなり難しい。ですので、こういう電話での問い合わせで私どもの職員が行きまして、そこで状況を把握して、給水管の漏水が見つければ、市の管理部であれば、私どものほうで修繕を行うことを続けていくことしか、今の時点ではなかろうかなと。それで、有収率を維持、あるいはまたもっと上げていくことを目指して今進めているところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。水道料金と消費税の問題についてはわかりました。

それから、有効有収水量の件についても一定ご説明いただきましたので、理解をいたしました。いろいろと困難な部分もありますけども、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから、勤続年数職員の人事政策につ

いても、まさに本当に命にかかわる水道事業に携わる職員ですので、技術的、専門的、そしてあわせてご説明ありましたように、憲法上保障されている生存権保障とともに公営企業の効率性、両面を見ながらやるという非常に難しいお仕事ですので、やはりそういった精神的な部分についても人材育成で、新しい人材をつくっていただく努力は続けていただきたいなと思います。

災害対策危機管理等も、また今後いろんな場面でお伺いをしていきたいとは思いますが、応急給水栓についても新たに購入をされているということですので、災害がないにこしたことはありませんが、いざというときに、そういった応急給水栓が使われるように、また、ご答弁もあった、給水車の運用の問題について今後検討していただいて、災害が起きたときに水道部がどのような動きをするのか、BCP等をしっかり定めていただいて、運用のための努力をしていただきたいということを申し上げて終わりにします。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員の質問が終わりました。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 今回、この上下水道についての質問、初めてなんで、なかなか勉強が行き届かないことも多々ありますが、再度確認も含めて3点ほど聞きたいと思います。

給水原価、先ほど三好委員の質問もあったんですけど、末永参事の答弁が聞こえにくかったんで、再度ちょっと確認をしたいと思いますので、どうぞお願いしたいと思います。

それから、決算書25ページの表に従って質問させていただきたいと思いますの

で。給水原価と供給単価ですね、この決算書の数字を見ますと、全国平均より高いという状況でございます、近隣市とか類似団体と比較して、どのような形になっておると分析してるのかお聞きしたいと思います。

それから、資本費の38円28銭という数字の分析ですけど、これも他市を比較、類似団体と比較をして摂津市の特性はどういう形でこういうことになってるのかお聞きしたいと思います。

以上、3点お聞きしたいと思います。

○嶋野浩一郎委員長 答弁をお願いいたします。

末永部参事。

○末永上下水道部参事 渡辺委員からのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の給水原価、供給単価でございますが、供給単価につきまして、今回戦略のほう、ビジョンとかをつくりながらやっているとございまして、供給単価につきましては、幾分か本市のほうは高いのかなという部分ではございます。北大阪で言いますと、先ほどもお話ししたとおり、水道料金がちょっと北摂では高目になっておりますので、大阪府全体、平均的にはほぼ平均ではございますが、ちょっと高目になっているというところでございます。

それと、給水原価につきましては、今年、先ほどもお話しさせていただいたとおり、除却費が上がってございます。原価構成におきまして、全国平均、水道料金もそうでございますが、水道料金自身、この地域では幾らか高目で設定されてるんですけども、全国的に見ますと、全国平均よりは真ん中より下だという状態でございます。その辺も含めまして、全国平均より低く、補助金も出ないという状況も続いておりま

す。全国的に見ると安い方でございます。それと、資本費でございます。資本費につきましては、企業債利息と、減価償却費の費用でございます。企業債につきましても、先ほどもお話しさせてもらったように、施設の老朽化が進みながら、現状ではここ数年間、企業債の借入を抑制してきた部分がございますので、ある程度企業債の利息もそうですけど、そこまでふえてはいない、昭和63年、平成元年というところの高い利率、その当時は6.6%の利率でお借りしてたかと思います。その辺の償還も終わってきたということの中では、資本費のほうも、今は安定しておりますが、ただ、この部分につきましても、これからは管路の施設の更新を含めながらの企業債の借入れの増加を想定しているところでございます。

ただ、この企業債、渡辺委員がおっしゃいますように、全国的な位置づけがございしますが、全国的には企業債借入れはさほど高い方では無いのではないかなというところ、借入れはこれからは上がっていく可能性はあると思います。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 供給原価ですよ、皆さん努力なさって人件費を大分削減されたと思うんですよ。一時期70人ほどおった職員が、それが半分ぐらいになった。そのように人件費を抑えられておるのに、これ高いと感じるんですよ。それで供給原価でしたら、職員給与を比べて、他市と比較して、例えば平成29年度の決算で茨木市は10.4%、摂津市は20%。これだけ人件費のパーセンテージが高い。それがまたこの給水原価の上昇につながっているんじゃないかという気がするんですけど、こ

の点についてお聞かせ願いたいと思います。全体的にそういうことで供給単価も非常にちょっと平均より高いっていうことなんで、そういう点をお聞かせ願いたい。○嶋野浩一朗委員長 答弁をお願いいたします。

末永部参事。

○末永上下水道部参事 渡辺委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

人件費が茨木市は低いという内容でございます。基本的に茨木市、この近隣で申しますと、摂津市の職員、以前は、当時73人ほどいたんですけど、今は上下水道で約50名ほどでやらせていただいて、茨木市の場合と、年齢構成が、上下水道の水道事業のほうの平均年齢が50を過ぎると、給料もちょっと高い部分がありまして、総人数は向こうのほうが多いと思うんですけど、ただ、供給単価、給水原価の分母であります総配水量の量が茨木市とか高槻市は多く、摂津市のほうが少ない部分でございますので、高くなってるのかなというところでございます。その配水量割る人件費という形になってしまいますので。固定的な人数も人ではございますけれども、その辺で割る中ですと、ある程度高目になっているというところがございます。

それと供給単価でございます。当然、人件費のことを含めながら供給単価の設定をさせていただいておりますが、ただ、その他の費用もございしますが、供給単価、その人件費をどういうふう抑えていくかっていうのが今後の課題ではあるかと、いろいろ委託も含めながら人件費をさらに抑制していく方法を探しているところがございます。ビジョンの中でも事業費用の削減というのが第一目標でございますので、それも含めながら費用の削減に努めて

供給単価、できるだけ維持する、供給単価でございますので、水道料金ではございませんが、給水原価でございますね、下げながら供給単価のある程度の設定をしてみたいと考えております。

それと、給水原価は有収水量割る人件費でございます。分母のほうは水量で、摂津市の場合と茨木市の場合の総配水量が、幾らか違うのが要因であるということであります。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 人件費を占める割合が高いということは、先ほど安藤委員の質問でもあったように、年齢的な面で、年齢層が高いから当然給料とかその辺の人件費が高いということなんですけど、そういうことも踏まえて、やっぱりしっかりと価格を抑えるという努力も必要じゃないかと。原水の価格をさまざまな形で抑えるという目的で人を削減されたんでしょう。それなのに高いのは、ちょっと話がおかしいと思うんですよ。その辺、ちょっと部長のほうから、総合的に今後の水道経営に関して、今私が質問したことも踏まえてご答弁をお願いしたいなと思います。

○嶋野浩一朗委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 今渡辺委員からご質問いただきました給水原価が高い、特に人件費のほうが高い。先ほど末永参事からも申し上げましとおり、やはりこれは本会議での答弁ですけれども、ある程度の規模っていうのが必要なかなと思います。我々は全国でいいましたら5万人から10万人までの給水事業体ということとなりまして、やっぱり10万人を切ってくる、また5万人を切ってくるとなると、相当経費率が悪い、効率が悪いっていうこ

とになってきます。

先ほど茨木市とか北摂各市、確かにもっと低いんです。もっと低いんですけども、その分やはり有収水量というのが、やっぱり一人当たりの換算をしますと、やっぱり大きい。大きいということは逆に割り算、分母や分子やないと言われましたけれども、有収水量で人件費で割ったときにはその分についてはどうしても有収水量が大きい市のほうが下がっているということはあるのかなと思います。

ただ、我々もこのことについてずっと職員数が多いわけではなくて、確かに私平成2年の11月に初めて水道部へ行ったときに、おっしゃるように定数73人に対して72名だったと思います。今上下水道合わせて、それから太中浄水場にいる職員も合わせて50人でございます。当時の水道部だけで72名からいますと、現在では再任用職員も合わせて37人か38人だと思います。そういう面から言うと、相当先ほどの技術の継承でございますとかは、新しい職員に入ってきてもらって、環境としては整いつつあるんですけども、やはり先ほど安藤委員からもありました、皆さんが心配していただいていることなんですけれども、特に水道っていうのは、どこにどの管がどのように埋設されておって、どこの弁を閉めると、一体市民にどういう影響が出るか、こういうノウハウがどうしても必要でございます。今後はやっぱりそういう、少ないながらもそのような人材、現場に出て研修をして、実際の現場でそういった作業をしながら、そういう技術を身につけていきたいなと。

それから、今後の経営についてでございますけれども、これはやはり地方公共団体の経営する企業でございますので、地方自

治法で言うならば、住民福祉の増進が目的でございます。我々で言いましたら、地方公営企業、全く民間ではございませんけれども、これは憲法と同じく公共の福祉の増進という言葉が使われておりますので、ことどう調整をとっていか、どう調整をとって、先ほどの答弁にもありました効率性ばかりを追求してもだめだと。それと、やっぱり企業である以上、健全な企業としてやはりこれは水道法を少し引用いたしますけれども、「清浄にして豊富低廉な水の供給」、これが我々の唯一無二の目的でございますので、そのことについていろいろな形で実践していけるように、考えていきたいとは思っております。やはり命の水でございますので、絶やすことはできない。まずは断水は絶対起こさないということをお前提としまして、それとやはり経営、損益についてはこれは赤字になりますと、減価償却費として回収できるお金が回収できない。そうしますと、皆様の安全・安心を担保できない、更新費用がたまってこないということがございますので、今決算書を見ていただいてもおわかりになりますように、繰り越しできる剰余金が3億円を超える程度持っております。これ、なぜこんだけ持ってるかといいますと、やはり今年度利益が去年は3億円ほどあったものが8,000万円に落ち込むと。年度途中、去年の秋口から費用について抑えてくれと。その中で、もし赤字が出たときについては繰越利益剰余金でしか補てんができないということがございますので、今後しばらくの間は色つきのお金でない、要するに、剰余金もそういうことで、その中でもやっぱり更新費用に充てる財源として建設改良積立金でありますとか、借金を返す減債積立金のほうに、今回も剰余金処分計

算書をつくっておりますけれども、そちらのほうで処分をしながら、なかなかどれくらい処分してどれくらい残しておくかというのは非常に難しいんですけれども、そこは市民の皆さんにご迷惑がかからない形で将来世代に引き継げるような形で、しっかりと経営判断していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 これは最後にしときますけど、今部長のほうから説明いただきました。これ長い間の一つの懸案として徐々にやってこられたものですよね。今このような現状がある中で、人件費を削減しながらやっているのに、そういうことを長年かけてやってきたことが全然実ってないということになつとるわけじゃないですか。まず、いろんな委員からも水道料金の問題とかを言われてますが、そういう点をしっかりとやるべきやったんちゃうかなと思います。先のことはまた予算のときにしっかりと質問していきたいと思っておりますので、これで質問を終わりたいと思っております。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員の質問が終わりました。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、認定第3号の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口上下水道部長。

○山口上下水道部長 認定第3号、平成30年度摂津市下水道企業会計決算認定の件につきまして決算書に基づき、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、決算書の70ページをお開き願います。

平成30年度摂津市下水道事業報告書、1概況で、平成30年度の下水道使用料の有収水量は1,101万8,271立方メートル、前年度に比べ13万5,335立方メートルの減少となっております。これは主に大阪北部地震に伴う減免措置及び大口需要家による水需要の減少によるものでございます。

次に、使用料単価と汚水処理原価につきましては71ページの別表1使用料単価、汚水処理原価に記載しておりますように、使用料単価は157.16円、汚水処理原価は164.07円となっております。汚水処理原価のうち、資本費が106.23円と資本費の占める割合が高く、経費回収率は95.79%となっており、汚水処理費を下水道使用料で回収できていない状態となっております。

次に、82ページをお開き願います。

収益費用明細書、こちらは税抜きの金額で説明申し上げます。

まず、収益でございますが、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は17億3,158万7,826円で、前年度に比べ1.4%、2,471万5,351円減少しております。これは主に大阪北部地震に伴う減免措置及び水需要の減少によるものでございます。

目2他会計負担金は9億916万2,707円で、前年度に比べ1.2%、1,107万5,472円減少しております。これは一般会計の負担となる雨水処理に係る負担金でございます。

目3受託事業収益は1,743万1,245円で、前年度に比べ48.1%、1,613万2,495円減少しております。

これは雨水ポンプ設置工事費の減によるものでございます。

目4その他営業収益は84万1,750円で、前年度に比べ1.5%、1万2,400円減少しております。これは指定工事店登録手数料などがございます。

項2営業外収益、目1他会計負担金は、1億119万7,097円で、前年度に比べ48.5%、9,518万6,198円減少しております。これは一般会計の負担となる企業債利息などに係る負担金でございます。

目2長期前受金戻入は、8億7,922万825円で、前年度に比べ0.2%、156万1,729円増加しております。これは固定資産の建設等に伴い交付された補助金等を長期前受金として負債に計上した上で、減価償却費見合いを収益化するものでございます。

目3建物物件収益は1,472万6,633円で、前年度に比べ1.0%、14万4,393円増加しております。これは平成29年度以降に一般会計部局が市役所庁舎4階フロアの一部を使用するに当たっての負担金でございます。

目4雑収益は6,515万666円で、前年度に比べ24.5%、1,282万5,562円増加しております。これは主に過年度の安威川流域下水道負担金の精算返戻金でございます。

次に、82ページから83ページにかかまして、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費は、1億3,047万4,999円で、前年度に比べ20.3%、2,205万6,680円増加しております。これは主に管渠内調査委託料の増によるものでございます。

目2受託事業費は、1,743万1,2

45円で、前年度に比べ48.1%、1,613万2,495円減少しております。これは雨水ポンプ設置工事費の減によるものでございます。

目3普及促進費は、33万8,640円で、前年度に比べ30.0%、14万4,940円減少しておりますが、これは水洗便所改造費用の助成金などがございます。

目4業務費は3,282万5,002円で、前年度に比べ8.6%、310万3,704円減少しております。これは主に水道事業への下水道使用料の徴収事務委託料の減によるものでございます。

83ページから84ページにかけまして、目5総係費は6,265万4,539円で、前年度に比べ30.5%、1,464万7,942円増加しております。これは主に下水道ビジョン等策定委託料の増でございます。

84ページ、目6流域下水道管理費は、5億8,993万4,229円で、前年度に比べ3.3%、1,985万3,754円減少しております。これは安威川流域下水道の維持管理負担金でございます。

目7減価償却費は、20億7,829万9,713円で、前年度に比べ0.2%、325万9,158円増加しております。これは固定資産に係る減価償却費でございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、6億1,367万3,157円で、前年度に比べ15.9%、1億1,588万1,933円減少しております。これは企業債の利子償還金でございます。

目3雑支出は、1,443万8,099円で、前年度に比べ38.0%、397万2,475円増加しております。これは下水道使用料の過年度還付金の増加等によ

るものでございます。

続きまして、85ページ、資本的収入支出明細書についてご説明申し上げます。

款1資本的収入、項1、目1企業債は、20億7,580万円で、前年度に比べ4.6%、9,050万円増加しております。これは主に流域下水道事業債の増によるものでございます。

項2負担金等、目1公債費負担金は、1,079万7,995円で、前年度に比べ23.0%、322万765円減少しております。これは吹田市の下水道の一部が本市の下水道管に流入するため負担金を徴収しているものでございます。

目2受益者負担金は、554万3,580円で、前年度に比べ34.6%、293万2,230円減少しております。これは都市計画法の規定に基づき徴収するものでございます。

目3工事負担金は、1億3,585万2,413円で、前年度に比べ54.7%、4,801万2,338円増加しております。これは三箇牧鳥飼雨水幹線建設に伴う高槻市からの負担金でございます。

項3、目1国庫補助金は1億9,100万円で、前年度に比べ49.1%、6,290万円増加しております。これは社会資本整備総合交付金でございます。

項4、目1他会計負担金は、4億6,430万1,447円で、前年度に比べ0.1%、27万6,258円増加しております。これは主に一般会計が負担すべき元金償還金に係る負担金でございます。

項5、目1他会計補助金は、3億9,060万8,252円で、前年度に比べ6.3%、2,325万2,561円増加しております。これは主に元金償還金の汚水分に係る一般会計からの補助金でござ

います。

項6、目1長期貸付金償還金は、51万2,125円で、前年度に比べ41.3%、36万575円減少しております。これは水洗便所改造資金貸付に係る返還収入でございます。

次に、85ページから86ページにかけての支出についてでございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1公共下水道整備費は4億6,980万3,421円で、前年度に比べ34.3%、1億2,000万1,040円増加しております。これは主に工事請負費の増でございます。

目2流域下水道整備費は、1億2,227万9,333円で、前年度に比べ367.6%、9,612万6,593円増加しております。これは安威川流域下水道の建設負担金でございます。

目3固定資産取得費は267万4,000円で、前年度から皆増でございます。これは庁用器具の購入によるものでございます。

項2、目1企業債償還金は、39億4,010万8,424円で、前年度に比べ0.5%、1,955万9,823円増加しております。これは元金償還金でございます。

項3、目1長期貸付金は、24万5,560円で前年度から皆増でございます。これは水洗便所改造資金貸付金でございます。

以上、平成30年度摂津市下水道事業会計決算内容の補足説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

三好委員。

○三好俊範委員 それでは、下水道の平成

30年度決算について質問させていただきます。

1点、一つのページだけでお話しさせていただきます。決算書64、65ページの貸借対照表、ここについてのみ質問させていただきます。

まず1点目なんですけども、先ほど渡辺委員の質疑に対する山口部長の答弁にもありましたが、平成29年度から企業会計になりまして、公益的な側面で見ないといけなくとも、企業的な側面でも同時に見ないといけなくというお話がありました。企業会計で言いますと、部長は部長でありながら社長みたいなもので、市民の人は株主みたいなものなのかなと、例えばそうなると思うんですけども、貸借対照表の中で見ていきますと、上水道のところは全然そうでもなかったんですけども、短期的な経営の指数を見る流動資産と流動負債ですね、流動比率が約23.125%しかないわけです。これ、理想的な比率で言いますと、200%が理想だとは思いますが、理想の10分の1近くしかない状態になってます。短期的な1年間のものでもそうなのですが、長期的なところで、固定資産の構成比率とかを見ていっても、健全とは言えない状況となっておりますけども、そこについてちょっと1点、部長の見解を教えていただければなと思います。

そして、固定資産の分です。工具・器具及び備品のところで、昨年度なかった部分です。267万4,000円計上されております。減価償却が終わってる工具を使ってらっしゃったので、資産としては計上されてなかったのかなと思います。そして、新たに買われて減価償却が平成30年度に必要なので計上されたのと予測しますが、そうなりますと、先ほど上

水道のところで少し触れましたが、この企業会計が平成29年からしか発行されておりません。ですので、このハの部分ですね、構築物で約488億円あるんですけども、そのうちの管路が約480億円ですね。ここに関して減価償却を見積もれていない部分が恐らくあるのだろうと。私、最初これ見たときに、480億円分用意すれば、管路は全部新しく新品になるんだという想像をしてたんですが、減価償却が終わっている分に関してはそもそもこの資産の部分に入っていないという目測ができますので、そこについてどれぐらいあるのか、ちょっと教えていただきたい。工具の分に関してもちょうと一度返答いただきたいと思っておりますけども、あわせてどれぐらい減価償却終わってる分、入っていない部分の資産があるのか、ちょっと難しいかもしれないですけども、教えていただければと思います。

1回目、以上です。

○嶋野浩一郎委員長 答弁をお願いいたします。

末永部参事。

○末永上下水道部参事 最後にございました貸借対照表の固定資産というか、その大部分に、固定資産の構築物がございますが、その部分につきましては、平成29年度、委員のおっしゃるとおり、有形固定資産、無形固定資産合わせまして533億円という状態でございます。この分につきましては、平成29年度法適用化していた中では、法適用直前日までの評価額については差し引いてという、地方公営企業法の法適用のマニュアルにしたがってさせていただいております。その中で資産としてどれぐらいの金額であるかといいますと、平成30年度の決算が533億円ありま

すが、過去の分がございます。その中で言いますと、約1,037億円という資産がございました。そのうちの残りの部分につきましては、償却されたということで資産計上しているところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 先ほどの三好委員の損益の対照表のその中の工具・器具及び備品、この内容についてなんですけれども、平成30年度で備品購入をしております、菅渠内の調査用のカメラ、システムを購入しております。これはというのは、職員で、例えば市民からの通報があったりとかして、下水道の中を確認しないといけないときに、業者を呼ぶんじゃなくて職員でできるということで、カメラシステム器具を買いました。これは遠隔で撮れる形になってございます。

それから、これはまた違うものですが、現在下水道台帳システムという既存のシステムを運用してありまして、そちらのサーバーのハードウェアの更新を行っております。そういう内訳でございます。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 貸借対照表の中で減価償却できていないものがあるのではないかとございまして、平成29年度に公営企業化を図りましてその時点で、固定資産の洗い出しをかけまして、もちろん過去からずっと減価償却をしてきたとするならば、減価償却累計額はいくらになって、平成29年度の当初での貸借対照表での資産価値が記載されたということで、今回の平成30年度決算の貸借対照表の三角印で表示されているところですね。この減価償却累計額というのは法適

用後の平成29年度、平成30年度の2か年の減価償却額と考えていただいたら結構かと思います。基本的にはこれ、固定資産ですので、有形、無形にかかわらず、下水道事業の場合は、これらをすべて定額法で償却しておるところでございまして、その償却をしないということになりますと、会計憲法である簿記、地方公営企業法に違反することになります。我々としましては減価償却をして費用化しているということでございますので、よろしく願いいたします。

それと次に非常に大事な話をおっしゃったと思うんですけども、流動比率の問題ですね、これは我々としましても非常に悩みの種でございまして、下水道事業と申しますのは、平成28年度決算におきまして、官庁会計から1億5千万円余り現金を引き継いだわけでございますけど、いかんせん、固定資産が非常に大きく、500億円を超える資産額となっております。

今後10年間の下水道ビジョン、経営戦略等々でもお示しさせていただきましたけれども、維持管理費で何とかやっていけるだろうと。何とか今の管口カメラで調査しながら、引き続き修繕計画を立てて、予防修繕ないしは、実際にだめな部分については処分していこうと思っております。ただ、留保資金と申しますのは、減価償却費ですね、資産が大きい分、減価償却費も20億円を超えておりまして、その中からちょっとわかりにくい言葉ですけども、長期前受金、これは前に言った国庫補助金であるとか、一般会計負担金だとか、工事負担金であるとか、それをそのときの収益として費用に充てるのではなくして、一旦貸借上は負債としてカウントして振り分け負債勘定、繰り延べ資産として計上しまし

て、それを減価償却見合い分だけ収益化して、減価償却の財源に充てると。ちょっとこれは会計的な処分になるんですけども、そういう形でずっと減価償却費で留保資金を何とかためたいと。留保資金がたまってこないと、今後の更新費用が全然だめだということで、足りないということで、過去に100でつくった部分を95%まで減価償却しても、95で過去の100の構築物ができますかっていうと、できませんので、そこにはプラスアルファの何らかの工夫をしながら資金をためていかなければならないと。

今でしたら、ある程度ゼロ金利政策になりまして、利率が低いということもあって、下水道にとっても同じことなんですけれども、10億円単位で借り入れると。これは今の企業判断でございまして、0.何%、0.6%ぐらいですので、やはり下水道につきましては、20億円余り当年度の減価償却費から長期前受金戻入を引いた額ですね、この分を4条財源に充てて、まあ言うたら自転車操業の状況でございまして、それがこの23.13%、水道でいきましたら、これ31.2%で、去年の数字は79.7%電気計装設備の工事をやりましたけど、10億円ほど現金が少なくなりましたから、ちょっと落ちましたけども、下水道につきましては資産が大きい割に資金がないというのが一番の悩みでございまして、ここにつきましてもやはり損益収支で赤字を出しますと、減価償却費としてのこれは対費用ではございますけれども、お金が出ません。お金が出ませんけれども、赤字を出します。その分は回収できませんので、我々としたら今後の企業経営としましては、これは水道、下水道ともですけれども、損益勘定はしっかり黒字にし

ておきたい。そのためにはある程度補てんできる収益剰余金を持っていきたいということ。それとその次に4条財源である減債積立金、建設改良積立金を積めるだけの体力を、特に下水道については今後つけていきたいなど考えております。一朝一夕にこの流動比率、短期の支払い能力ですけれども、これが改善するわけではございませんけれども、いかんせん、まだ2年でございますので、将来的にはどんどん費用のほうも減ってきます。もう10年間でももちろん繰入金も今19億円ですか、今回の決算で、それも10億円余りになるんじゃないかと思っておりますし、これから利息も減ってくるということもあって、ある程度損益収支のほうで黒字を確保して財源を確保するには少しは改善されると。10年後の次のスパンでいいましたら、また、水道と同じく更新の時代が出てくる可能性がございますので、しっかりそのあたりは見きわめながら、企業経営に当たってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一郎委員長 三好委員。

○三好俊範委員 ありがとうございます。部長には、企業的な立場でお話しいただきました。この表を見る限りは、企業としてはかなり、正直破綻に近いというような形だと思います。その中で、今後10年に関してはしっかりやっていただけるという発言をいただきました。

もう1点、ちょっと話させてもらいますと、末永部参事のほうで、そのときの当時のお金で1,037億円使った資産があるというわけですね。先ほど95%じゃできないとおっしゃってましたけど、全部新品にするのであれば、1,037億円、いつか要するという話だと思います。

先ほど申し上げましたけど、災害などが

起こって一気にかえないといけなくなってしまうと、一気に破綻。市ごと、かなり危うい状態になると思います。

これについては僕もかなり頭を悩ましていまして、どうしたらいいのか、上水道と比べると下水道は難し過ぎるなっていうのがちょっと感想なんですけど、先ほどもおっしゃられました10年後も管路の交換がもともとふえてくる時期になってくると思います。そのときに、もっと改善していけるように、一緒になってやっていければなと思っておりますので、これは意見としてとどめておきますが、よろしく願い申し上げます。私の質問は終わりたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 ほかございますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、3点ほどお伺いしていきます。

一つは、水道でもお聞きしました職員の状況です。

水道と比べますと、先ほどもお話がありましたように、下水道職員の平均年齢がそれぞれ七、八歳から十歳近く若い、それから勤続年数についても上水道のほうが事務職、技術職ともに10年以上ですけども、下水道は4年、5年ということで比較的浅いということがあります。この点についての今後の職員構成ですね、また、上水道との違いについて、それだけ聞かせください。

それから、これも地震や台風の災害に対する対応であります。平成30年度には先ほどもありましたけども、雨水の対策っていうのをこれから非常に重要になってくるっていうことからいっても、既に着手されておる東別府雨水幹線、また、三箇牧鳥飼雨水幹線ですね、平成30年度について

の進捗状況ということについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう1点だけ。使用料単価と汚水処理原価については、やっぱり原価のほうが上回っております。平成29年度、平成30年度とともに上回っております。いろいろな原因があるかと思いますが、その点についてお聞かせください。

○嶋野浩一朗委員長 答弁を求めます。

竹下課長。

○竹下下水道事業課長 安藤委員の三箇牧鳥飼雨水幹線工事の進捗状況と、それから東別府雨水幹線の進捗状況についてご答弁申し上げます。

まず、先に施工、着手しております三箇牧鳥飼雨水幹線の工事進捗状況でございますが、当初予定では5月末には推進工事が完了する予定でございましたが、推進マシンが到達の3メートル手前でcトラブルにより停止してしまっており、続行不可能となってしまいました。このため、到達側からマシンを回収するための推進工事を業者が行っておりまして、6月末にマシンの回収とあわせて下水道管の布設が完了しております。

しかし、地下障害物やマシン回収時の地下水の異常出水などの原因もございまして、到達付近の管の出来高に少し問題が生じておりまして、請負業者に対して修正するよう指示をしているところでございます。

今年度につきましては、残りの工事なども含めて年度内の竣工が大変難しい状況になっておるところでございます。三箇牧については以上です。

引き続き、東別府雨水幹線の工事の進捗状況でございますけれども、工事業業者が決定いたしました。そのことによって事業

団と、それから工事施工者、我々が入って、工事着手に向けた協議を進めております。

問題となっております新幹線高架橋の基礎フーチングと、掘削マシンとのが非常に近接しておって心配されておったんですけれども、探査ボーリングなり試験掘りを行いまして、何とか離隔が確保できるということが確認できました。

そういうことで、具体的な工程については、今年度、民間企業の土地を借りて、発進立て坑基地をつくるわけなんですけれども、その築造と、シールドマシンと申しまして、非常に高価なものなんですけれども、これが8か月程度かかるということですので、今年度は立て坑築造と、それからマシンの製作、これに、年度いっぱいかかってくるのかなと考えております。

令和2年度には、シールドの推進を予定しておりまして、年度内に到達できるのではないかと考えております。

令和3年度の竣工に向けて鋭意進めているところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 下水道事業の勤続年数・年齢でございますが、水道事業の配属勤続年数が23年と長いですが、下水のほうは10年。年齢構成につきましては、基本的には20代から30代、入庁して3年から5年の職員がいるという状況です。

下水道事業、水道事業、先程水道事業のほうでもありました。この辺につきましてもバランスというか、水道事業と下水道事業のバランス、交流を図りながら、それぞれの職員の知識の向上に努めてまいりたいと考えております。

それと、もう1点でございますが、下水道事業の原価でございますが、こちらの原

価のほうにつきましては、本年度、ここには経費回収率がございます。使用料単価、汚水処理原価からの回収率への考え方で、その辺で言いますと、平成30年度決算におきましては、95.79%、本来であれば、ここは100%にならない。先ほどもお話がありましたが、過去に昭和後期から平成初期に下水道の投資がございました。その中で、起債の元金償還が単年度で40億円、起債の償還をしながら、その中では原価の中では利息等にも反映してございます。その辺で、汚水処理原価、平成29年度につきましては、167円34銭、平成30年度、164円7銭ですね。3.2円減少しておりますが、当面この状況を推移していくと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 人事施策につきましては、また水道のときにも申し上げましたように、新たに公営企業として下水道事業を進めていくということで、経営企業体として、同時に公共福祉を担う部署として、人材育成等、上下水道で連携を図りながらやっていただきたいと思っております。

それから、三箇牧鳥飼及び、東別府雨水幹線ですが、なかなか専門性のある難工事ではありますが、雨水対策として住民の皆さんも望んでおりますので、安全を期しながらやっていただきたいと。きょう決算ですので、これについてはまた改めて、いろいろご報告をいただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、原価のことではありますが、企業経営とは言いつつ、公共下水道につきましては、摂津市のまちの成り立ち、歴史から言って、おかれていた公共下水道を本当に

短い期間の間に、相当の企業債も借りながら進めてきた、かなり政策的な分野であります。そういったひずみというのが、今ここにきているわけですし、本来、独立採算でやる公営企業でも、一般会計からの繰り入れというものもあるということで、やっぱり少し上水道とは違う側面もあるのかなと思います。

いずれにしても、やはりその地域が衛生的な生活を送っていく上で、公共下水道は欠かせませんし、安全を守るという点でも、雨水排除というのは非常に重要なものがありますので、単価についても、公共公営企業という側面も持っておりますので、そういったところを見ながら、また経営も進めていけたらよいかと思います。

下水道の料金についても、触れておきたかったんですけども、先ほど上水道でもお聞きしておきました。いろんな経過がある中での下水道の料金は、はね返っている面はあるかと思いますが、市民生活にかかわる公共料金でありますので、できるだけ低廉にということを改めて求めておきたいと思っております。

きょう、質問はこれぐらいにしておきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 ほか、ございますか。渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 2点ほど質問したいと思っております。

決算書85、86ページにある長期貸付金ですよね。下水道を引いた後、その近隣の住宅の方々に対して、下水道工事をする場合、費用面の点で、非常に苦しいお立場の方には、このような貸付金をされるということなんですけれども、その状況、金額はわかるんですけれども、件数とか、それ

からその返済の状況とか、その点をお聞かせください。

それ1点ともう一つは、昨年一般質問で、例の工事業者に対する仕様書の下請報告に係る問題について質問をさせていただいたんですけれども、その件に関して、どのような対応をされているのか、その2点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○嶋野浩一郎委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 長期貸付金、これは各ご家庭の水洗便所を改造していただくための助成及び貸付金でございます。この決算で言いますと、わずか1件だけの申請でした。

過去を紐解きますと、これは上下水年譜のほうに記載がございます。ちょうど174ページでございますけれども、これを見ていただくと、推移としましては、貸し付け状況、平成26年から記載されてあって平成30年まで年々減少しており一桁台でございます。水洗化率が向上してきたことによって全体の件数は減ったのかなというふうに、見込んでおります。

それから一方で、水洗便所の改造の助成制度については、改造されている件数は47件なんですけれども、平成30年度で23件、11万5,000円を支出しております。ですので、無利子無担保とはいえ、経済的にあまり理由がない方で、貸し付けまでは必要ないという形なのかなと見ております。

あと、その貸付金の返還の状況でございますけれども、平成30年度の水洗便所の貸付金の返還収入でございます。

この推移でいきますと、この現年分については、収入の未済は減少しておりまして、平成30年度では、調定額34万4,260円に対して、収納済額33万2,560

円、未済額1万1,700円となっております。収納率が96.60%となっております。収納率が高い状況です。

過年度分が、これが過去に貸し付けを行ったものでございまして、滞納繰越額とさせていただきます。それが、平成30年度で決算で329万2,130円ございまして、そのうち収納済額が17万9,565円でございます。収納未済額311万2,565円という形になっておりまして、これが翌年度の滞納繰越額としてそのまま残っていくという形になっております。

この要因としましては、一つはかなり昔に、昭和の54年代から平成の8年あたりが収納未済がかなり多くて、かなりといいますか、各年度大体30万円弱ぐらいで、未済がございます。これがほとんどが居所不明でありましたり、あと、死亡されたりとか、そういったところの事情もございまして、なかなか我々、滞納整理に行き詰まっておるところでございます。実際には、お話ができるところには、ご家庭まで行きまして、何とか回収できるような形で話は進めておるんですけれども、かなり古い、昭和50年代のものについては、そもそもそこにお住まいでない方もおられたりもして、苦勞しているところがございます。

以上です。

○嶋野浩一郎委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 渡辺委員のほうから、昨年の第3回定例会一般質問で、暗渠内カメラ調査のご質問に対しまして、あのときに、仕様書の中で、とるべきものをとってないんじゃないかと、それはもうそのとおりでございましたので、私はあのときの答弁で、ほぼこれはもうそのとおりでということをおし上げたわけなんです。

今回、あれから、去年からことしにかけ

まして、仕様書のほうを全面的に見直しまして、例えば、下請報告書については、契約書の中で、一括する行為はだめなんだけれども、その一部を下請で出す場合については、甲の書面、つまり私どもの書面による許可を得たらできますよと。その辺も全然去年、実はしていなかったんですね。その辺の書類も整備をしました。

それから、施工体制図と言いますか、やはりどこの業者が何の業務をやっているのか、元請の1者で全てできないというような構造的なものもございますので、工事と一緒にございますけれども、そのかわり、工事の施工体制台帳みたいなもの、例えば、ここの業務についてはA株式会社、ここはB株式会社、全体管理として、全体構成をしっかりと元請先である業者が工程管理をして、それから下請管理をするということが仕様書にしっかり書かれております。その中で、前回ご指摘がありました、孫請というものがありましたが、それがどこがしてるかわかりませんということがでたと思うんですけれども、もちろん、それではやっぱりいけないということで、基本、その孫請を勧めるというわけではないんですけれども、ものによっては必要な部分が出てくるかもしれませんけれども、やはりそこは施工管理の問題として、元請業者にその辺確認するというのをきちっと求めるとともに、我々も元請の責任者ですね、それと密に協議をしてもらって、工程管理であるとか、現場がどうなっているとか、しっかりと確認して、現場の状況をしっかりと確認する体制に、現在、仕様書のほうを改めております。これは余り市のほうで、がちがちには縛れないことかもしれませんが、不必要といたしますか、しなくてもいい案件、ないしは特に二次下請、

これは、工事であっても、どうしてもやっぱり土木一式でやる以上は、一式を総合管理するというので、そういう種別でございまして、そこを掘方であったりとか、配管であったりとか、それらに長けた業者を使いながらやるというのが、この業界の通例ではあるんですけども、今回のこの業務につきましては、本当に必要な部分は仕方がないですけど、不必要といたしますか、何でその二次下請に出さなければならないのかということについては、仕様書の中で基本的に禁止、あるいは、もうそれはだめですよという話をそこに書いております。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 昭和のその当時は、摂津市全体が必死になってその下水道普及に努めておったわけですから、当然そういう形で、早く工事をやってほしいということで貸し付けされたんでしょうけれども、ただ、そのときに回収できなかったということは、過去のことを言っても仕方ないんですけれども、やっぱりこれ、市民の税金ですからね。そういう点で、回収に対してあなた方の対応が非常にまずかったということになります。まあまあそれはもう過去のことでいいんですけれども、今回こういう形で減った。それは、時代の流れとして、そういう形になっていったというのはわかる。

それで、一つ問題があるのは、そんな貸し付けも要らんし、下水道の工事もしたくないという家もあったと思われます。そういう方々に対しては、どういう対応をされているのか、このことをちょっとお聞きしたいと思います。

それから部長ね、そもそも工事できないところが元請でとって、それで下請に流す

ということ自体に、疑問を感じるんですよ。というのは、逆に言ったら、ブローカー的なものになっているんじゃないかという気がするわけですよ。工事できますということで、普通はその工事を請け負うわけであって、それで細部にわたってちょっと無理な点とか、また追加でやらないあかんということに対して、下請に任せるとするのは、これ、物事の道理だと思います、私は。

それで、非常にその工事のとり方が不可解なんです。さっき部長もおっしゃったように、あえて必要のない二次下請をやったとか、そういうことが出ること自体、非常におかしいんですよ。

それと、同じような業者がずっとその二次下請を、永年にわたりその工事をやっていたとか。それなら、もうそういう工事ができるなら、そこがとったらええわけじゃないですか。そういうことになるでしょう。

だから、もう話の理屈が非常に不可解。そしたら、その工事をしてもらうために業者がおるんであって、業者のためにその工事出してるのかなと思うからね。そういうふうに見てしまうわけですよ、その見方によっては。単純に見たらそういうふうに見えるわけです。そういうこと自体を、やっぱり払拭させないあかん。そういうことを思われる自体も、払拭しなければいけません。

当然、業者と行政は、特に地元業者とは、いざ災害になったときの協力体制は当然組まないあかん。それなりにやっぱり、お互いにお互いを求めているというのはわかるんですけども、ただ、さっきも言ったように、市民の税金を使うわけですから、そういう点で、きちっと説明責任が果たせるようにしとかなあかんのが道理じゃないかと私は思うんです。

できせんような会社にとって、私らで

きませんので、下請に流しますって、そんなもん、通らん話ですよ。そういうように思うでしょう。

だから、それをしっかりと是正して、協力体制は協力体制で尊重せなあかんけど、説明責任、しっかりできるようにしといてもらって、その辺をお願いしたいと思います。

この2点、もう一遍答弁をお願いします。

○嶋野浩一朗委員長 竹下課長。

○竹下下水道事業課長 これからの水洗化の促進をどう考えているかというご質問の意味だったと思います。確かに、ここ数年、水洗化率自身が95%から、94.5%ぐらいを大体横ばいで推移しております。確かにその分母というのが、行政人口でございますので、市内の人口の移り変わり、これによっても変動するものでございませぬけれども、水洗化率の向上を図れていないのかなという中で、実際に例えば、悪水を流されるというんでしょうか、水路へです。そういったところの共同住宅のオーナー、こういうところへは、これは環境政策課と連携をとりまして、我々、早期に公共下水道、改修してほしいという強いお願いを毎年数回も行っております。

これまでは管理会社を挟んでいたんですけども、実際にオーナーと今年度お会いしたんです。ただ、改造の費用が高額になるという事情で、なかなか取り組んでもらえないというのが、正直、現状としてございます。

どういう形でこれをやっていけばいいのか、他市の情報とか聞いていますと、やはり経済的な理由である。大体、独居の高齢者の方を中心に、なかなか設備を行っていただけない、そういったところもあって、各市も悩み事になっている中で、過去にや

ったかもわかりませんが、今後取り組みとして、市内に地域分けして、そこで未接続の世帯、こういったところへ直接訪問するとなかなかの手間なんで、文書の投函であったりとか、ローラー作戦みたいな形でやっていきたい。

そこで、反応を起こしはった方には、我々、その水道、先ほどのその貸付金制度であったり、助成金制度、ここのところをしっかりと説明しまして、可能な限り、排水設備を行ってもらおうと、こういう形で、ここ数年かけて取り組んでまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 渡辺委員のご質問にお答えいたします。

ごもっともかと思えます。今回、仕様書の見直しは相当やりましたけれども、全ての事業者ですね。前回の去年の第3回定例会で申し上げました、酸欠防止責任者を全ての業者とりなさいというところまでは、実は至っておりません。それとあと、経過として、きょうは決算でございますけれども、実際にはもう入札を執行いたしました。どういう形でしたかといいますと、コンサル関係の中での管渠内調査ということで、市内業者と準市内業者、これは市内9者、準市内1者だったと思っておりますけれども、その指名競争入札をかけて、入札をいたしました。

なかなかこの公共下水道といいますのは、昭和の60年代から平成の10年ごろまで、相当集中的にやって、工事也相当、1日に億単位の工事が、8本も9本も私も入札がございました。何もそれは、今回その工事が減ったから、業者にその業務を渡すということではなくして、やはり大事

なのは、もちろん市内業者に対して施工してもらおうということも大事ですけども、現場でのしっかりした指導ですね。もちろん下請を使う、使わない場合もあるでしょうけれども、使うとなったら、責任はもっと重いわけでございます。ですから、市内業者の育成という言葉、私も摂津市、いろんな委員会でも、本会議でも使ってまいりましたけれども、こんなこと言ったら、多分、周りから怒られるかもしれませんけれども、恐らく指名だけを市内業者にするということだけでは、市内業者の育成ということに対しましては、少しというか、多分足りないのかなと思っておりますので、今回、去年からの改善点がございませけれども、今後にとっては、これまでの経緯も含めて、しっかりと動きを検討して、一般行政部局とも、これは意見調整せんといけませんので、我々、契約事務が別個に分かれておりますけれども、やはり先ほどから言っております人材の面から言いましても、契約事務にたけた人間というのは、そこに集めて、いろんな他市の事例とか調べてやったほうがいいと思っておりますので、ですからやっぱり、財政課の契約担当ともしっかりと協議をしながら、いわゆる指名だけをするのではなくて、それから結局どう指導していくんですかというところについて、しっかりと詰めていきたいと思っております。

○嶋野浩一朗委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 竹下課長ね、非常に苦慮しているのはわかるんですよ。ある地域では悪臭が広がって、本当にいろんな方々が迷惑されているということ、我々もよく聞くんですよ。だから、それをどうしようかと、強制的にできないのはわかるんですけども、大変だと思っておりますけれども、その

努力はやっぱり進めていただきたい。何らかの手段をやっぱり緩めずにやっていただかないと、周辺がもう非常に迷惑している、それだけ要望しておきます。

それから、部長ね、私、この前の質問の中でちょっと最後に言わせていただいたんですけどね。やっぱりその地元業者を育てるということ、それは有資格者を保持させることだと思うんです。さまざまな資格があるじゃないですか。そういう形でその資格をとってもらう、例えばこの何年以内に資格をとってもらわなければ、その後は有資格者を保持する必要があるという条件をつけること等も、これも地元業者の育成なんじゃないかと思えますし、当然、地元業者だから最優先しろとは言いません。ただ、今言ったように、地元業者を育てるというんだったら、有資格者を保持させるというような、正式に胸を張って言えるような対応をしていただきたい、そのように要望して、私の質問を終わります。

○嶋野浩一郎委員長 ほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後4時54分 休憩)

(午後4時57分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 討論なしと認め、採決いたします。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

た。

認定第2号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午後4時57分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 嶋野浩一郎

文教上下水道常任委員 村上 英明